

第百七十七回国
参議院法務委員会會議録第十四号

平成二十三年六月七日(火曜日)

午後一時開会

委員の異動

五月二十六日

川合 孝典君

五月二十七日

熊谷 大君

補欠選任

溝手 顕正君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

浜田 昌良君

中村 哲治君

前川 清成君

金子原二郎君

桜内 文城君

有田 芳生君

江田 五月君

小川 敏夫君

今野 東君

田城 郁君

那谷屋正義君

丸山 和也君

森 まさこ君

山崎 正昭君

木庭健太郎君

井上 哲士君

国務大臣

法務大臣

副大臣

法務副大臣

大臣政務官

江田 五月君

小川 敏夫君

法務大臣政務官 黒岩 宇洋君

外務大臣政務官 徳永 久志君

文部科学大臣政務官 林 久美子君

最高裁判所長官代理者 植村 稔君

最高裁判所事務 総局刑事局長 田村 公伸君

事務局側 常任委員会専門 員 河内 隆君

政府参考人 内閣官房内閣審 議官 栗生 俊一君

警察庁長官官房 審議官 金高 雅仁君

警察庁刑事局長 法務省民事局長 原 優君

法務省刑事局長 法務省人国管理 局長 西川 克行君

外務大臣官房審 議官 高宅 茂君

外務大臣官房参 事官 佐藤 地君

経済産業大臣官 房審議官 石兼 公博君

資源エネルギー 庁原子力安全・ 保安院審議官 朝日 弘君

資源エネルギー 庁原子力安全・ 保安院審議官 櫻田 道夫君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○法務及び司法行政等に関する調査

(布川事件の再審無罪判決に関する件)

(取調べの可視化に関する件)

(証拠開示制度の在り方に関する件)

(警察による取調べの適正化に関する件)

(被災地における相続放棄等の熟慮期間の伸長

に関する件)

(中国人観光客に対する査証の発給に関する件)

(専門士の称号を付与された専門学校卒業生の

上陸許可基準の見直しに関する件)

(閣議決定の法的位置付けに関する件)

(行政指導等に対する国家賠償法の適用に関す

る件)

(警察による不適切な取調べ及び証拠の保管に

ついての検査の責任に関する件)

○情報処理の高度化等に対処するための刑法等

の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送

付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(浜田昌良君) ただいまから法務委員会

を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、川合孝典君及び熊谷大君が委員を

辞任され、その補欠として江田五月君及び溝手顕

正君が選任されました。

○委員長(浜田昌良君) 政府参考人の出席要求に

関する件についてお諮りいたします。

法務及び司法行政等に関する調査のため、本日

の委員会に内閣官房内閣審議官河内隆君、警察庁

長官官房審議官栗生俊一君、警察庁刑事局長金高

雅仁君、法務省民事局長原優君、法務省刑事局長

西川克行君、法務省人国管理局長高宅茂君、外務

大臣官房審議官佐藤地君、外務大臣官房参事官石

兼公博君、経済産業大臣官房審議官朝日弘君及び

資源エネルギー庁原子力安全・保安院審議官櫻田

道夫君を政府参考人として出席を求め、その説明

を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(浜田昌良君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

○委員長(浜田昌良君) 法務及び司法行政等に関

する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○今野東君 民主党の今野東でございます。

私は多くの仲間たちと取調べの全面可視化を求

めてきたわけですが、そういふ行動をして

きた者として、先月二十四日、特筆すべき動きが

ありました。

一つは、東京地検特捜部が特別背任容疑で逮捕

した容疑者の取調べを初めて全面可視化で始めた

ことであります。これについては、検査の在り方

検討会議が可視化の範囲の拡大を提言したことを

受けて、江田法務大臣が検事総長に全面可視化の

試行を指示したということがこの初の試みにつな

がったことと思っております。

またもう一つは、布川事件の再審判決です。今

日がいよいよ控訴の期日ですが、水戸地裁

は、捜査官らの誘導によって調書が作成された可

能性を否定できないとして、長い間犯人とされて

きた桜井さんと杉山さんの二人に無罪を言い渡し

ました。

同じ日に起きたこの二つの出来事は、検査だけ

ではなくて警察の取調べについても全面可視化

の、全過程の可視化が必要であるということをし

強く印象付けたと私は感じています。大臣はどん

な感想を持たれましたでしょうか。

○国務大臣(江田五月君) 取調べの可視化、録

音、録画、これについては今、今野委員御指摘の

とおり、このところずっと懸案になっておりまし

て、私が法務大臣になる前から、例の大阪の事件

を発端として検査の在り方検討会議というものが

できまして、千葉景子元法務大臣を座長として鋭

意検討を進めていただいております。その提言を三月三十一日に受けて、私が四月八日に検事総長に検察庁法に基づく一般的指揮というものを行って、その中で全過程可視化にもひとつ取り組むようにと試行をお願いいたしました。

また、裁判員裁判などを含めて、検察の方でも可視化に独自に取り組んでいることもあったり、あるいは法務省の大臣の下での勉強会で研究を進めてまいりまして、これらのことがずつと進んで、今、今野委員御指摘のとおり、最高検の指示に基づいて東京地検特捜部が特別背任事件の全過程の可視化をやってみようということになり、さらに、いわゆる供述弱者というんですか、障害者に対する可視化にも具体的に取り組むということになってまいりました。私としては、これらの試行が真剣に行われて、その結果がきちり検証できるようにしていきたいと思っております。

布川事件についても御指摘になりました。かなり古い時代の事件でございまして、当時の捜査の在り方についてはいろいろと反省をすべき点が当然あると思いますが、これは個別の事件です。余り踏み込んだことを私が今の時期に申し上げるのは不適当かと思えますけれども、取調べというものがやみの中で、やぶの向こうで行われているという状況であつてはならないということを教えているのだと思っております。

○今野東君 布川事件は一九六七年に起きた事件でありまして、確かに古いことは古いんですけども、古いことから新しいことを私たちは学ばなければならぬと思っております。是非、取調べの可視化、法務省の中でも全面取調べの可視化ということについて、なお進めていただきたいと思います。

さて、この布川事件再審無罪判決から分かることでありますが、これは証拠の開示がなされていれば、当時二十歳の青年二人の人生を司法が四十四年間も奪うということではなくて済みました。すぐ無罪と分かったのではないかとことを私は思います。

取調べの誘導をうかがわせる録音テープについては、捜査員が法廷でこれは存在しないとまでうそをつきました。また、現場で目撃したのは犯人とされていた杉山さんではないという女性の証言を記した捜査メモを検察側は持っておりまして、さらに、事件現場に残されていた毛髪や指紋については二人のものはないとする鑑定書も検察側は持っていました。殺害方法が自白内容と矛盾する死体検案書もありましたし、編集の跡のある録音テープもあり、また内容が変遷する捜査段階の目撃者の供述調書もありました。なぜこれらの証拠は開示されなかったのか。事件に当たって成果を上げなければならぬという検察の体質がこういう形で現れるのかなと思うしかありません。

これらの証拠は、弁護団の粘り強い取組で事件から三十年以上も過ぎてようやく開示されたわけでありまして、この法務委員会でも、取調べの可視化とともに証拠の全面開示が必要だということは何人かの議員によつて語られてきました。裁判員裁判の導入によつてこの証拠開示は以前より進んでいるんではないかと、現状をお聞かせください。大臣、お願いします。

○国務大臣(江田五月君) 証拠開示の在り方については、確かに、この布川事件で見ると、当時は様々な公訴側に不利な証拠が開示をされなかったというようにことがあつたということがあつたと思います。しかし、そういうことではいけないというので平成十六年の刑事訴訟法改正がございまして、その前から証拠開示については様々な現場での議論があり、またいろんな実例もあつたわけですが、十六年の刑事訴訟法改正によつて大きく証拠の開示というものに踏み出して、現在の実務は争点整理や被告人側の防御の準備のためにかなりの程度に証拠は開示されておまして、今、刑事裁判の現場ではいい運用がなされていると思っております。

もちろん、まだまだ改善すべき点があれば、それは御指摘をいただいて改善していくということになると思いますが、あの当時とは大きく違うと

いうことは是非御認識をいただきたいと思ひます。

○今野東君 更に指摘せよということですから指摘をさせていただきますが、今は弁護側が検察側に証拠開示させることができるようになったそうですけれども、いろいろ弁護士さんたちに聞くと、その手続上、目的や理由を詳細に明記しなければならぬ、で、大変なんだと、この詳細に明記しなければならぬという作業が。何より検察側がどういふ証拠を持っているか把握できない。把握できないならば、開示請求も非常にしにくいものになります。

積極的に証拠開示をすべきだと指摘をさせていただきますが、そのことについては大臣はどうでしょうか。是非積極的な答弁をお願いします。

○国務大臣(江田五月君) 手持ち証拠の開示の在り方についていろいろ議論があることは承知をしております。ただ、現在では、この争点の整理あるいは被告人の防御、こうしたものに必要な限度で、検察の手持ちのものをあえて隠すというようなことではなくて、むしろ積極的に開示をするように運用しているのと聞いておりますし、御指摘のようなことを踏まえて、もし改善すべき点があれば更に努力をしてみたいです。

○今野東君 大臣、以前よりは量が多くなったと聞いていて納得してもらつちや困るわけで、実は大臣もどういふ状況なのかというのは御存じなんでしょうないかと思ひますけれども、全面開示をしていなければどういふ証拠があるかわからないわけですから、これは全面的に開示をしてもらわなければならぬ。それがなければ公平な裁判なんて実現できないと私は思ひます。是非積極的に開示をしていただけますように、大臣も省内で発言をしていただけますよう、よろしく申し上げます。

○国務大臣(江田五月君) 更に申し上げますと、十六年の改正で範囲は大幅に拡充されていると私は思っております。これは本当にそう思つていて、証拠の証明力を判断するために重要な類型証拠であるとかあるいは被告人側が新たに明らかに

している主張に関連する証拠であるとか、こういうものについては、これは開示を相当と認めるときは開示しなければならないということになっておりますし、またそのことについて当事者間で争いがあれば裁判所が裁定をするということもなっておりますし、公判前の整理手続の中でそうした議論も十分にしていると思ひますし、最高検の裁判員裁判における検察の基本方針でも、可能な限り速やかに開示を、今の類型証拠あるいは主張関連証拠、こういうものについては開示をして、そして審理の見通しやあるいは被告人側の応訴態度等の事情を勘案しつつ、誠実かつ適切に対応することが望まれると、こういうことにされているわけでありまして、これは個別の事件で、もし誠実じゃないじゃない、適切じゃないじゃないかということになれば裁判所が裁定をするということになつていまして、相当広い範囲の証拠開示は行つているものと思つております。

なお、もちろん、いろいろ御指摘があればまたお教えいただきたいと思ひます。

○今野東君 誠実かつ適切に開示をするというのであれば、これはいろんな条件を付けずに、新たな証拠、証言があればそれに基づいて出すとかいう条件を付けずに最初から全部出していただければ、それが誠実かつ適切だということだと思ひます。

ここで余り時間を取りたくないので次に行きたいと思ひますが、この布川事件も、まずは別件逮捕に始まつて、長期間拘束する代用監獄、そして誘導や脅しで自白を迫る密室での取調べと、冤罪をつくつてしまふ三つの要件が整つていまして、そろつています。さらに、証拠構造はどういうふうになつているかという、これは一九六七年の八月二十八日に独り住まいの六十二歳の大人の男性が殺されたという事件であります。しかしこの殺人事件と、犯人とされてきた桜井さん、杉山さん、二人を結び付ける物の証拠というのが全くありません。何で結び付いているかという、警察の留置所で作られた二人の自白調書だけなんです。

ね。警察が現場検証を行ったときに指紋が四十三個発見されました。四十三個のうち三十四個は対照不能、つまり不完全でよく分からなかった、対照できなかった。残り九個の指紋の中に二人のものはない。被害者の家から盗まれた財布は発見されてない、盗んだお金も全部競輪で使ってしまった、財布は川に投げ捨ててしまいましたという自白調書を作るんですね。このところを弁護団が指摘しても、判決は、確定判決の裁判官は、指紋がないからといって犯人ではないとは言えないと、この指紋がないという一点だけを取り上げて判決文を書いていきます。これは異様なことだと思えます。こうして確定判決で有罪とした裁判所の責任もあるのではないのでしょうか。

昨年の足利事件の再審無罪判決は、ずさんな捜査を批判して裁判長が謝罪しました。今回のこの布川事件の再審判決は検察側の立証や捜査の是非には踏み込んでおりません。足利事件の再審無罪判決とは対照的です。

こういう布川事件に対する姿勢というのは、裁判所はどういうふうにかえていられるでしょうか。説明をお聞かせください。

○最高裁判所長官代理者(植村稔君) お答えをいたします。

これはどんな事件でもそうなのでございますが、個々の事件におきまして、判決の結論を導くためにどのような事項について裁判所としてどのような判断を示すのか、また、判決言渡しの際、今委員も御指摘になりました足利事件の発言が出てまいりましたが、裁判長がどのような発言をするか、これらは全て裁判体に委ねられているところでございます。

したがって、その内容につきまして私ども司法行政を担当しております最高裁の事務当局がコメントすることは適切でないと思っておりますので、差し控えていただきます。

○今野東君 それでは、このような誤判防止に向

けた姿勢というのがこの布川事件の報道を見て市民に問われておりますが、誤判防止に向けた姿勢、裁判所としてはどういうふうにかえていられるでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(植村稔君) お答えをいたします。

委員御指摘のとおり、無実の方が服役するということのようなことは決してあってはならないことでございます。布川事件におきましては、強盗殺人事件という重大な事件について無罪が言い渡されたわけでございまして、私どもといたしまして重大に受け止めております。

事件には一つ一つ個性がございます。したがって、証拠関係はいろいろでございます。ただ、どんな事件におきましても、当事者双方の主張に十分に耳を傾ける、そして当事者双方から提出された証拠を十分に吟味をする、そして最後は、立証責任は検察官が負っているわけでございますから、検察官が合理的な疑いを超える程度の立証を尽くしたと言えるかどうか、これを慎重に見極めて判断すると、こういうことが求められていると思っております。

○今野東君 それは当然のことでありまして、その誤判防止に向けた姿勢については新たなことが出てこないわけですが、誤判防止に向けた決意というのは裁判所はあるのでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(植村稔君) 今委員御指摘のとおり、誤判をしてはいけないというのは全く当然のことでございます。事件を担当しております全裁判官が今回の事件を重大に、真摯に受け止めて、一つ一つの事件の判断に当たつていかなければいけないと思っております。

○今野東君 これ以上話しても多分それ以上の話には出ないでしょうから、それはこれでやめま

すが、選挙違反に関する冤罪事件であります。鹿児島県の志布志事件が、それについてはこの委員会でも随分議論をしましたから記憶に私たち新しいんですが、この春の統一地方選挙についてであります。埼玉の深谷市議選に絡んで、埼玉県警

は、当選した市会議員とその妻を公職選挙法違反の供応買収容疑で逮捕しました。二十数人を飲食接待したという疑いです。先月二十七日には二人は釈放されているんですが、この事件をめぐるのは、接待を受けたと疑われた住民が会費を払ったのに払っていないという調書に署名させられたと抗議しております。

埼玉県警は、四月下旬から出席者を任意で事情聴取したようですが、県警の捜査はあらかじめ事件の構図があつて、そこにはまる供述を無理やり得ようとしているということが分かります。志布志事件の再現のようなことをやっています。埼玉県警は。会費については、払ったと言っているのはあなたただけだと捜査員がうそを言ったり、子供の名前を出されて、お子さんと呼んで事情を聴きましようかと言ったり、あしたの新聞にあなたの名前がでかかれますよとか、会費を払いましたと主張し続けた人については十二日間も聴取を続けたということでありまして、これは任意捜査の限界を超えています。

平成二十年一月、警察捜査における取調べ適正化指針というのが出されました。この取調べの適正化指針そのものも弁護士の立会いに触れていなかったり、問題があるとは思っていますけれども、取調べ適正化指針、それでもそれは捜査の中で生かされるべきことではないかと思いますが、全く生かされていない。

警察庁は、暴力的、威圧的な取調べをしないように徹底を図ったんじゃないでしょうか。なぜこういうことが続発するんでしょうか。今日は警察庁の刑事局長でしょうか、おいでいただいております。どうぞお願いします。

○政府参考人(金高雅仁君) 御指摘の事件捜査に關しまして、虚偽証言を強要した疑いがあるという報道がなされたことは承知しております。当該公職選挙法違反事件は現在捜査中でありまして、更に捜査を尽くす必要がございますけれども、警察庁としては、これと並行して、報道されたようなことが事実であるか否か明らかにすべ

く、埼玉県警察に対し速やかに厳正な調査を行うよう指示したところでございます。

○今野東君 この事件にかかわりなくとも、これは調査中なら調査中でそれはしょうがないんでしょう。だけど、東大阪で暴力団まがいの取調べというのもありました。こういう取調べのやり方が減っていないことは事実です。それについてはどう考えるんでしょうか、刑事局長。

○政府参考人(金高雅仁君) お答え申し上げます。

先ほど言及ございました警察庁が策定いたしました取調べ適正化指針、これに沿って現在取調べの適正化のために努力を続けているところでございます。

この中身につきましては、一つは監督制度ということになります。取調べの適正化に資するために、捜査に携わらない総務、警務部門が取調べをランダムに視認するほか、必要な調査を行うということによってチェックをするという制度でございます。取調べ官も緊張感を持って取調べに当たられるようになるなど、一定の成果は出てきているのではないかと今ふに考えております。

また、取調べに当たる捜査員の意識の向上というところもございまして、これも各種の研修あるいは会議の指示などを通じてその徹底に努力しているところでございますが、引き続き努力が必要というふうに認識しております。

○今野東君 成果は上がっていない、だからそれについてどうなっているんだって聞いているんですよ。

○政府参考人(金高雅仁君) 先ほど御答弁申し上げましたけれども、埼玉県警察の件につきまして

は事実の有無も含めて今調査中という状況でございます。それから御指摘の大阪東署の事件、これについては大変遺憾なことであると。全国を挙げて努力している中であのような取調べが行われたということにつきましては、警察庁としても大変重く受け止めているところでございます。

○今野東君 遺憾なことだけでは駄目なんです。そういう取調べを、脅迫まがいの取調べをしないようにどう取り組むかという姿勢を聞いているわけなんです。

さて、福岡県では川崎町の町議選で町議会議長の支援者二人が有権者にやはり飲食接待をしたとして、五月二十五日に公職選挙法違反の容疑で逮捕されております。当の議長は、二十八日、車の中で自殺しました。議長の自宅にメモが残っておりまして、証言強要を繰り返して、事件に結び付けようとしている、また今日も十時から、苦しいと書かれてありました。さらに、特定の刑事を名指しして、取調べ中に突然私の口を上下に引き裂くような暴力的なことになります、本当に怖かったと記されていたということです。

この取調べの適正化指針では、監督の対象となる行為として一番最初に、真つ先に被疑者の身体に接触することを挙げています。我が国は一九九九年に拷問禁止条約に加盟しています。これは国際社会で禁止している拷問であります。いまだにこういう取調べが行われていることは、やはり捜査の全過程を可視化する必要があると強く改めて思うわけですが、警察庁の取調べの可視化への取組はどのようになっているんでしょうか。そしてその前に、こうした福岡の事件についても調査をしているのかどうか、お答えください。

○政府参考人(金高雅仁君) 今御指摘のありました福岡のケースについても、警察庁から直ちに調査をするように福岡県警に指示をしているところでございます。

それから、警察におきます取調べの可視化に向けた取組という点についてでございます。平成二十年九月から裁判員裁判対象事件を対象として取調べの録音、録画の試行を実施しているところと、ここでございまして、さらに昨年の二月、国家公安委員長が主催する研究会が設けられまして、治安水準を落とすことなく可視化を実現するための研究を推進中という状況でございます。

この研究会では本年四月に一年間の議論を整理した中間報告が取りまとめられたところでございまして、その中では、既に可視化を実現している諸外国においては我が国にない様々な捜査手法があるということ、それから我が国における取調べはこれらに比べ真相解明上の意義、役割が大きいというようなことが明らかにされたところでございます。

今後、この研究会におきまして、これまでの議論を踏まえつつ、取調べの高度化、可視化の在り方、捜査手法の高度化等について具体的な検討が行われるというふうに承知しております。

○今野東君 警察庁の取調べの可視化についてお尋ねすると、大体いつもそのような答えになっているんです。

それでは、取調べの可視化が必要だというのは冤罪を生まない大前提だと思えますけれども、こういう、今もつて、つい先月です、こうした事件が、人の口を上下に引き裂くような、捜査官が、取調べ官がそういうことをするということが私はあってはならないと思つていますが、適正な取調べという点について、警察庁はどのような心構え、決意を持っているんでしょうか。

○政府参考人(金高雅仁君) 適正な取調べというのは、委員御指摘のとおりだと思います。

万が一にも、身体に触れて強制的なものがあつてはなりませんし、取調べそのものも、任意性を十分に確保した取調べということが求められているというふうに認識しております。

○今野東君 被疑者の体に接触することはなりませんしと言つても、接触することをしているんですよ、拷問を、こういう。

決意を言つてください。こういうことがなくなると、なくすような決意を、どのような取調べをしていくのか。

○政府参考人(金高雅仁君) 繰り返しになりますけれども、その事実について今調査をしています。委員が御指摘になったようなメモがあることは、事実でございます。その事実の有無については

今調査をさせていただいているということでございます。

決意ということでございますが、これはもう当委員会始め国会でもいろいろ御指摘をいただいておきますし、そもそも警察においての取調べというものも任意性、信用性を十分に確保したものでなければならぬというところは当たり前のことでありますので、各都道府県警察、現場に対して、私も精いっぱい指導を続けていきたいというふうに思っております。

○今野東君 当たり前のことが当たり前にできていないからこういう事件が続発するわけで、それを超える、決意、どういふふうにするんだと聞いているんです。

○政府参考人(金高雅仁君) 今御指摘になられました事実については、本当に事実があつたのかということについて今調査をしているところでございます。

ただ、例えばその大阪の事案等もございましたし、警察庁からも相当強い指示、指導が各都道府県警察に向けて行われているところでございまして。各都道府県警察もそれを重く受け止めて、個々の捜査員に対して意識改革等を徹底するように努力をしているところでございます。

○今野東君 強い指導をしているのに、何でこういう脅迫しているような捜査になるんでしょうか。そこそこはどうかお考えになりますか。

○政府参考人(金高雅仁君) 指摘されたような事実があつたとすれば、これはもう大変な問題だといふふうに思います。ただ、その調査に関しましては今進行中でございます。万が一そういう事実があつたとすれば、なぜその取調べ官がそういう行動に出たのかということ、これはもう真に明らかにして、それを踏まえた対策が必要といふふうに思っております。

○今野東君 それでは、埼玉と福岡の件については、調査はいつまでにすることになっているんですか。

○政府参考人(金高雅仁君) 今調査が進んでいる

ところでございますが、可能な限り速やかといふふうに指示をしております。

○今野東君 いつまで、いついつまで調査をして報告をするようにと言ふべきじゃないですか。

○政府参考人(金高雅仁君) 期日というものを明確にすることはなかなか難しいところがございますけれども、最大限の努力をして速やかにと、厳正にということで調査をしてもらつていただいております。

○今野東君 期日を指定するのに、そんなに難しいことでしょうか。それは、私たちの市民の感覚だとしても難しいことは思いません。期日はちゃんと示すべきです。いつまでに調べますか。

○政府参考人(金高雅仁君) 例えば、埼玉のケースにつきましては、取調べを受けた方が二十数名いらっしゃいます。その方々からまず聴き取り、どういう調べだったのかということをお聴きした上で調査が始まつておりますけれども、関係者もそのぐらいおりますし、ある程度の日数は掛かるものといふふうに思っております。

ただ、今問題になっていることでございますので、本当に可及的速やかというところで努力をしたいといふふうに考えております。

○今野東君 こういうことが今後も多分出るんだろうと思います。その場合には、やっぱり期日をきちんと指定して、三か月以内に調べるとか半年以内に調べるとか、そうやって報告を求めるべきなんじゃないんでしょうか。それは一年も二年も掛けてずつと出さないというやり方だつてあるわけですから、今の調査をせよというやり方だとすればね。

○政府参考人(金高雅仁君) 三か月とか半年とかそういう単位ではないといふふうに思っております。逐次私どもの方にも途中経過を、報告を求めておりますし、私どもからも逐次指導をしながら調査が進んでいるという状況でございます。もつと早い、一月、二月という単位ではない早い段階で明らかにしたいといふふうに考えております。

○今野東君 いや、そういうふうにはできないん

さて、今日この委員会では、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案、趣旨説明が行われるわけですけれども、それに先立って、大変申し訳ありませんが、この法案の基本的なところ、伺っておきたいと思います。

まず、今なぜこの法案が出てくるのかということとであります。二〇〇八年に日本は、マネーロンダリングの国際監視機関、FATF、ファトフと読むんでしょうか、資金洗浄に関する金融作業部会の相互評価で不十分と判定されました。この相互評価は三年に一回行われるんだそうですね。ですから、今年二〇一一年は相互評価の年になります。

とすれば、是正する措置を講じておかねければならぬ。そのためにこういう法案を成立させておかねければならないというふうに考えているのかと思いますけれども、そういう動きの中で法務省としてはいわゆるコンピュータ監視法を上程したんだろかと思っておりますが、どういう環境の中でこの法案が、またどういった必要があつて出されるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(江田五月君) 一般的には、現代社会において世界的な規模のコンピュータネットワークが形成されておる。そして、コンピュータは広く社会に普及して、日ごろの社会生活上のインフラとしてもう欠かせないものになっているというのが、これが今の現代という姿だと思っております。

そのような中で、こうしたコンピュターネットワークにとって許容することができないコンピュターウイルスによる攻撃、あるいはコンピュターネットワークを悪用した犯罪などサイバー犯罪というものが、これも多発をしておると。適切に対処するための法整備というものが喫緊の

課題となつてゐると。これは一般的な状況として、そうしたものがずっと続いていると思ひます。

そして、このサイバー犯罪というのは、性質上、容易に国境を越えて犯される、犯され得るものであつて、そういうことに対して国際的に対処しようということ、サイバー犯罪条約、これが非常に重要になつておりまして、実は我が国は、平成十三年十一月、ということは今からほぼ十年前になりますか、この条約に署名をしているという事実もございます。条約の署名からは既に相当な期間が経過をしておると。

そうしたような背景があつて、実はこの情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部改正案は、以前、更に別のものと併せて国会で御審議をいただいたという経過もございます。その経過の中でいろいろな議論があつて、私も当時はそうし

た幾つかの犯罪類型の中の共謀罪ということについていろいろな議論をさせていただいて、これは結局は廃案ということになりましたが、今回は、そういう共謀罪部分はこれは外して、サイバー犯罪のことあるいは強制執行妨害の関係、こういう、

当時は私どもも含めて大方の理解というものは私
 はあつたんじゃないかと思うんですが、そういう
 ものを切り出して今回提案をさせていただいてい
 るわけでございまして、今の情勢、あるいはサイ
 バー犯罪条約署名以来随分日がたっている、こう

したことを考えて、こうした事態に適切に対処するために今回の法案を提出をさせていただいたと、参議院でも是非御審議をいただきたいと、こういうことになっております。

強制執行妨害の点がありますが、今の委員の御

質問はサイバーの関係だけでしたので、そこらは省きます。

○今野東君 今、サイバー、インターネットについては容易に国境を越えるのだという大臣の発言がありました。

まず、基本的なところを押さえておきたいんですが、サイバー社会というのは市民社会とは違

ますね、全く違います。市民社会には国境がありますが、サイバー社会には国境がありません。そこで扱われているのは目に見えない無線です。つまり、市民社会の法律をそのまま適用することはなかなか難しいし、できない。

市民社会には私たちの人権を守るための世界人権宣言がある。国際人権規約もあります。各国には憲法もあります。しかし、サイバー社会にはそれに相当するものがありません。国境がある市民社会で法律が対象としているのは有体物です。形を備えているものです。それに対してサイバー社会では国境がなく、そこで扱われているものは目に見えない無線。私たちがそれを感じるためには、コンピュータを通して可視化が必要になります。そして、国境がありませんから、全ての無線情報がどの国においても捕捉可能です。

つまり、サイバー社会を規律するためには、その在り方に即応した法体系を我々の市民社会法としては別個のものとして構築しなければならないのではないのでしょうか。そのところをきちんとしめておかないと、私たちは多くの矛盾を抱えてしまうことになります。

今回この委員会では、コンピュータを用いた犯罪に様々な捜査手法を導入しようとしています。それは市民社会からのものであつて、サイバー社会に対応したものではないという大問題があります。まず、この法案の前に、サイバー社会の在り方を定めるサイバー社会基本法を制定するということが先なんじゃないでしょうか。それが必要なんじゃないでしょうか。

○国務大臣(江田五月君) 今野委員のなかなか含蓄に富む哲学的なお話がございました。私に十分理解ができていくかどうか必ずしも自信ないんですが、しかし、私は、確かにサイバー空間というものがある、というのが現実のこの空間とかなり違う特徴を持っているというのは事実だと思います。サイバー空間の中では、ともすれば必ずしも十分な根拠のない情報、情報が情報と呼んで、いろんなびつくりするよ

うなことを生み出しているといったこともございます。私なども2ちゃんねるの世界ではかなりいろいろやつつけられているんじゃないかと思いがすが。しかし、他方、私は、市民社会というのは国境があつて、そしてこれは有体物で見えるものものではないのも、これもまたいろいろ変化をしてきているんじゃないかということも感じます。

実は もう今からかなり前のことになります
が、私はアメリカへ行つてジョンズ・ホプキンス
大学で話を聞いておりましたら、そのジョンズ・
ホプキンス大学の学生たちが、今から十何年も前
です、北京の天安門広場で一生懸命頑張つておつ
た学生のところ、ファクスでどんな世界の情報
を入れていたんだというようなことも聞いたこと
がございます。

ですから、そういうことを考えたなら、市民社会というものを構成する市民というのも、実は今、国境というのは随分下がった中で、お互い地球市民と言うと、地球市民なんというものはまだ全然概念として成立していないという、そういう意見も当然ありますが、しかし、何かそういうものが今生まれてきていて、そうした地球全体の市民のつながりの中にコンピュータネットワークというものが一つのインフラになっているというふうなことも、天安門のときにはファクスでしたが、今はもうファクスじゃありません、そういう時代になっていることも事実であつて、市民社会というものをしっかりと成り立たせていく上で、このサバーというある種のインフラストラクチャーをしつかりと安心できる安定的なものに維持していかうように、そこに大変な害悪を及ぼす可罰性のある行為があれば、これはやはり刑法体系の中で処理していく必要はあると思つております。

サイバー基本法というものは、これまで十分委員の深い学識を披瀝いただいで勉強させていただきたいと思いますが、取りあえず今はこのサイバー法案というものを提案しておりますので、これについての御議論をいただければ幸いです。

○今野東君 私には順番が違っていると思います。この法律の前にサイバー社会基本法、市民社会も変わっているということであれば、もちろんそれに合わせた規律というのを整備していかなければなりません。しかし、サイバー社会がどのようなものかというものを私たちが基本的にきちんとしておきたいという意味でも、そのところを、基礎を、基本法を作っておきませんか、順番が違っている土台がないのに柱だけ立ってしまふ、そういうことになってしまふのではないかと大変危惧しております。

この改正提案の中で、私、最も問題がある規定は、恐らくこれからも議論されるだろうと思えますけれども、コンピュータウイルス作成・供用罪の新設なんです。市民社会を規定する刑法では、社会に実害を与えるものの作成そのものは処罰されておられません。つまり、作成そのものでは社会的実害は存在しないわけですね。それが使用されて初めて実害は発生します。

一つ例を挙げますと、刑法百四十四条、浄水毒物混入罪というのがあります。ここでは、毒物その他の健康を害すべき物を混入した者を処罰の対象としています。しかし、毒物その他の健康を害すべき物についての規定は存在していません。つまり、毒物その他の健康を害すべき物の作成は処罰されていないわけです。

なぜサイバー犯罪についてのみ特別な扱いをしなければならないのか。もし処罰するとなれば、その理由を明らかにすべきではないでしょうか。その処罰の根拠をお聞かせください。

○国務大臣(江田五月君) まず、前提として、現代刑法において作成罪が処罰されるということはないんだと、こういうことを言われたわけですが、それは私はいささか見解を異にいたします。例えば、通貨偽造の罪、これは偽造通貨を作成することで既遂になっておりますし、文書偽造も同じです。そうした偽造された通貨や偽造された文書を行使すれば今度はその行使が罪になる。その行使によって、例えば詐欺をすれば虚偽公文

書作成・同行使・詐欺というような罪になって、これが観念的競合とかあるいは牽連犯とかというようなことになって、一罪として科刑されるというような仕組みになっているのだと思います。作成という、コンピュータウイルスを作成するという行為によってできたコンピュータウイルスというものは、コンピュータネットワークの社会の信頼を害すべきものを新たに存在するに至らしめる行為であつて、これは言ってみれば害悪の根源を作り出す行為であつて、それ自体当罰性が十分に認められる。

ただ、作成されたこととすぐにコンピュータ秩序が壊れているかという、それはまだそこまでは至っておりませんが、しかし、今の現行刑法体系の中には危険犯というものが、いろいろほかの場合にもございまして。具体的危険犯もありますし、抽象的な危険犯もあります。そういうことを考えれば、刑法体系全体の中でこのコンピュータウイルス作成という行為を可罰性あるものとして切り出すことは刑法体系とそごするということではないかと思っております。

○今野東君 今大臣が偽造が存在するとおっしゃいました。この偽造は処罰されています。しかし、これは正當なものが存在する中での偽造行為が犯罪とされているのであつて、作成そのものが問題とされているわけではないのではないのでしょうか。

○国務大臣(江田五月君) 現行刑法は行為を罰するということになっております。過失犯が行為があるのかどうかという議論はございしますが、この場合でも過失の行為、注意義務に違反した行為、これを取り上げて処罰をするということであつて、このコンピュータウイルスを作成するという行為に着目してこれを構成要件とするというところがおかしいというわけではないかと思ひます。もちろん、それは作成された結果のウイルスが存在するところまで行かないとこれは既遂犯にはならない、実行の着手で既遂になりますかね、いやいや、そうじゃないですよ、と思ひますが、

しかし作成行為自体を取り上げるといふことはおかしいわけではない。

○今野東君 そのところは、しかし、きちんと議論を、これからいろいろ出てくるのだらうと思ひますから、その議論を待ちたいし、期待をしたいと思ひます。

この法案は、共謀罪法案と同様、その中から抜き出したものであるというふうには私は思ひますが、今回の改正案はどうも立法理由が明らかではありません。この際だから改正してしまおうというのでは後々の社会に混乱を残します。従来、議論されてこなかった強制執行妨害罪関係についてそういう立法事実が存在するのかどうか、これも含めて考えるべきだと思います。

今、五分だけ残っているんですが、私どうしてものこのところをちよつと大臣に確認しておきたくて取っておきました五分と言つてもいいんですが、最後にちよつと全く別のことですけれども、お伺ひします。

福島第一原発の事故なんです。現時点で教訓化すべきことはたくさんあります。その一つが、稼働中の原発について監視、規制する機能を持つ原子力安全・保安院を経済産業省に置いているという機構上の問題。よく近ごろ言われておりますけれども、原発を推進する業務と、監視し規制する業務を経済産業省という組織に置いている。これは、どうしても規制する、監視するという方が甘くなつてしまふし、現にそうなつていてその中でこの原発の事故というのは起きました。

こういうことは、法務省にもあります。入管行政です。入国管理局に、不法に入国する人を取り締まるという業務と、難民として逃れてきた人を保護するという言わば矛盾する業務をやらせている。こういうところから、難民認定数が毎年毎年非常に少なく、日本が難民鎖国と言われているその現状が残念ながら生まれているのではないかと思ひます。

難民認定は、内閣府の外局に難民認定委員会を置いて、より公正を保ち、保護するということと

に視点を置いてこうした認定業務を行うべきだと思ひますけれども、大臣のお考えを伺ひたいんですが、それでは政務官にお話しいただいて、後には大臣にお願いいたします。

○大臣政務官(黒岩手洋君) 私が担当させていただいておまして、そして前中村政務官の時代からこの難民認定業務についての勉強会というものも開いていることもありまして、私の方から端的に答弁させていただきます。

今、今野委員の御指摘、まさに〇九年のインデックスにもありまして、当然、このインデックスを踏まえて、難民認定行政を法務省から切り離していくという方向性は今踏襲しておるところでございます。ただ、その前段階として、難民行政のまずは十分な制度設計そのもの、そして組織体制の構築及び人材確保等の検討というものを今させていただいておるところでございます。

しかし、あくまでも今、今野委員御指摘の方向性に向けまして、本当にまさに速やかに今具体的な作業に取りかかっているという状況でございます。

○国務大臣(江田五月君) 国家というのは一つの権力でございまして、その権力をいろんな形でチェックしていくシステムをつくっていくというのは非常に重要なことで、今、今野委員もそういう観点から問題提起をされていることだと思ひます。

原子力についてお話ございました。私は細川内閣のときの科学技術庁長官を務めておりまして、今回のこの福島原発の事故を見て、本当にぎんぎの念に堪えぬところもございまして。しかし、一方で、当時は科学技術庁という役所の中に原子力局と原子力安全局というのがあつて、その外に原子力委員会と原子力安全委員会というのがございまして。そういうある種のチェックを、ダブルチェックと言つておつたんですが、そういうものでやつていたんですが、そして商業炉についてはこれは通産省が所管をするというふうなことで、

その間の連係プレーがどうだったかということもあつて、たしか橋本行革で今のシステムになったと思いますが、経産省に原子力安全・保安院と、安全・保安院といながら、やはりこれは商業炉を推進していく局、機構なんだろうと思いますね。

これでいいのかというのは今まさに議論になっているところですが、似たようなことが法務省の中にもあるという御指摘、これは民主党の、今の政策提案も我々受け止めながら検討をしてみたいと。検討状況については、今、黒岩政務官の方から申し上げたとおりでございます。

○今野東君 ありがとうございます。終わります。

○森まさこ君 自民党の森まさこです。よろしくお願ひします。

最初に、前にこの委員会で大臣の方に、SPED Iの情報が国民にずっと非公開であつたこと、知る権利を害さないでしようかという質問もいたしましたけれども、先日予算委員会では、実は三月十一日の震災当日に災害対策本部と保安院がそのSPED Iの予測図を自ら指示をして作らせていたということで、それが住民には知らされていなかったために被曝をしてしまった子供二百五十人を含む七百人の方が浪江町だけでもいたわけですが、そのことを指摘させていただきまして、被曝をしてしまったことは事実としてあるのですから、それをやはり早く内部被曝の健康診断、診査をしてほしいということを申し上げましたら、翌日に早速経産省の方から、浪江町のその当時避難中だった住民に対してホール・ボディー・カウンターによる被曝検査を実施するということを決めていただきました。

一つ一つの事柄、質問しないと解決していかないということ、非常に残念なんです、昨日には保安院の方で放射性物質の放出量が四月に発表された二倍の七十七テラベクレルというような発表もございました。情報がやはり後出してであり、小出しであり、被災地の思いとしては非常に傷つ

けられる事態だということは申し上げておきたいと思ひます。

本日は、被災地の相統放棄の熟慮期間の伸長について伺ひをしたいと思います。

三月十一日に発生した東日本大震災から間もなく三か月を迎えますけれども、死者の数が一万五千人を超えまして、ただいま避難者が九万八千九百五十五人ということです。また、福島第一原発の事故は進行中で、多くの被災者は生活再建の見通しも立たないなど、混乱状態が続いています。日本弁護士連合会が三月下旬から実施している被災者向けの電話相談では、遺言、相統の相談は当初一日一件程度であつたんですけれども、四月中旬から増え始めまして、五月は多いときで一日十件に達しているということです。これは、四月九日の法要を終え、遺産の処分などを考え始める人が出てきたというふうに考えられます。

民法九百十五条によりますと、相続人は、自己のために相統の開始があつたことを知ったときから三か月以内に、相統について、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければなりません。ただし、この期間は、利害関係人又は検察官の請求によつて、家庭裁判所において伸長することができ、相統が放棄された場合、家庭裁判所がこれを認めるわけですが、家庭裁判所でこの伸長、伸ばす申立てを経ない限り、単純承認したもののみなされてしまうわけです。

そうすると、震災が発生してから三か月を経過した、早い方では六月十一日、六月中旬ごろには多くの被災者が相統を単純承認することになってしまひますけれども、被相続人に債務がある場合など相統人に不利益な場合もありまして、やはり相続人に十分な熟慮期間を保障する必要があると思ひます。少なくとも、被災地の現状からすると三か月は余りにも短いというふうに申し上げたいと思ひます。全ての仮設住宅が供給されるのは一体いつになるのか、八月末ではまだまだ私は無理だというふうに考えております。またさらに、相統する財産のことを念頭に置いたときに、では、土地、原発立地地域のあの土地

を国が買い取るとか、それから借り上げるとか、またそういったことについても何も決まつておりませんし、それから、二重ローン問題も指摘されておりますけれども、その二重ローンの問題の解決、債務免除をするとかそういったことについての立法措置もまだまだ粗上にものつておりません。

私は、やはり一年程度伸長していただきたい。こういった特別立法が全てでき上がつて、自分の財産がどうなるのか見通しが付くという、そういう時期を考えますと、一年伸長するというふうな特別な立法をしていただきたいというふうに思ひますが、法務大臣の御見解をお聞かせください。

○国務大臣(江田五月君) 福島第一原発の事故以来、事故の状況あるいは放射性物質の飛散の状況などいろいろなことが、当時分からなかつた、それが後からいろいろ分かつてきて、委員御指摘のようないく、改めていく努力も我々続けていくところで、本日に委員の現地を踏まえた御指摘には感謝をしております。

そんな中で、今相統の放棄の期間の問題をお挙げになりました。相統の放棄あるいは単純承認、これに三か月という期間を付し、さらに家庭裁判所によつて伸長することができるといふ制度になつていくことの意味は、これはもう委員よく御承知のとおりですが、相統の効果の帰属が不確定な状態が続くというのは、やはり他の相続人や利害関係人の利益を害したり、あるいは法律関係の早期安定についての公的な要請に反したりするおそれがあるというところで、こういう制度になつていくわけではございますが、さはさりながら、委員が今現場で、現地でお感じになつていく状況を見ると、それは相統財産の調査をするようなそんな事態なのかという思いもよく分かりますし、また家庭裁判所へ行くなんて、そんなことを求めるのも無理だということもよく分かるわけではございます。

ただ、ここが難しいところで、法務省としては、やはりこの法的安定の要請といったこともまた無視できないということもございまして、やはり個別の事案において不当な結論とならないような手段を何か講ずるといふことになれば家庭裁判所の手続ということになつていくんですが、そういうことを考えて、どうもいろんな懸念がありますので、内閣としての対応は、まあはつきり言つてなかなか困難だと。ただ、今、各政党の皆さん方が国会の場でいろいろと御努力をいただいているというところは存じておりまして、これに対して、私も、一定程度の懸念も申し上げると同時に、知恵もいろいろ絞りながら協力をさせていただければと思つていところでございます。

○森まさこ君 自民党は、原発地域については特別立法案というものを党内で決めまして、原賠法の賠償を国がまず先に仮払いをする。それから、そのほかにも県の方に基金を設けてまして様々な生活又は事業の支援をしていく。また、二重ローン問題についても、私が所属しております超党派の勉強会において、二重ローン問題の解決に債務免除等の施策を盛り込んだ法案を提言しております。まだこういった目の前の財産に関する課題が法案を準備しているとかそういった状況であるのに、相統を放棄するかしらないかという期限だけが、今日は六月七日ですけれども、六月十一日、目の前に迫つてきているというところについては、大変私は心配であるというふうに申し上げます。この後の質問で死亡の質問をしますけれども、自殺者も今段階で大変多く出ております。私は、やはり後から後悔することのないように、法でできることをできる限りしていただきたいということを強く申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

次に、震災以後の被災地での死亡について御質問をしたいと思います。五月のたしか二十七日の、この法務委員会で御指摘をさせていただきまして、食べ物や水がないことにより衰弱して死亡する餓死又は衰弱死というものについての質問で

でございます。
これについては、当時、厚生労働副大臣がここにいらつしやいまして、こういったものがありましかつたというふうにお伺いしたら、今そのことは把握しておりませんというお答えでしたけれども、後から厚生労働省の役人の方が私の事務所にいらつしやつて、そういう事実はありませんというお答えでした。

ただ、私はその御質問をさせていただいたのは、自分の地元である福島県の南相馬市内の病院の院長が震災直後からずつと警察の囑託で死体検案をしておりまして、その病院長さんが自分で、私と直接会って話したときに、自分は十名以上の餓死者、餓死と衰弱死と、どつちかと言ったら、後から運ばれてきて、それは医師でもはつきり分からないけど、どう考えても食料と水がなくて亡くなったという方が十名以上いましたと、大変もうがりがりに瘦せてすね。そういう方について自分はこの死体検案書に、衰弱死であるとか、それから、最後には水分が非常になくなると心筋梗塞になるようなんですが、心筋梗塞と直接死因に書いても、備考欄のところに大変衰弱しているとか、生前の体重から激減しているというところを書いて、そういうことをしましたというふうには聞いていたものですから質問したんですけれども、厚生労働省は把握していなかったということなんです。

ところが、ここに二つの書面がございます。一つは、南相馬市から私がいただいた震災直後の衰弱死の方の一覧表です。衰弱死又は全身衰弱又は備考欄に衰弱という記載がある方が八名、南相馬市だけで八名いらつしやいます。
ところが、二つの書面のうちもう一つの書面は、私が、厚生省がないと言ふものですから質問主意書を出したんです。内閣総理大臣菅直人というふうにご答書をいただきましたけれども、今朝いただきました。六月七日付けの、私の書面による質問主意書に対する内閣の回答は、平成二十三年三月十一日から同年四月十一日までの間に死体

見分を行った御遺体のうち、お尋ねの餓死、衰弱死はないと書いてあります。

なぜこんなことが起きるのか、私もおかしいなと思つていろいろと調べました。同じ法務委員会の委員でいらつしやる民主党の有田先生もツイッターでいろいろと調べてくださったことを書き込んでいただきましたけれども、警察庁、厚生省に問い合わせても、ないという返事であつたということが書かれてあります。私が問合せをしても警察庁も厚生省もないと言つたんです。国会議員が正面から省庁に聞くとも真実が明らかにされないというのには驚かすのであります。この医師が死体検案を行つた後、その検案書がどこに行つたのかということと、それを追跡してみました。

ここに死体検案書の実際に使われている用紙がございまして、医師が死体検案をしてこの書面に死因を書いた後、どこに行つたのか。市町村の役場に行くということなんです。そうしましたら、五月二十六日の質問の翌日、五月二十七日に南相馬市が電話してきて、南相馬市にはそのような衰弱死ありません、分かりません、そういう事実把握していませんという御回答でした。よく聞いてみましたら、市役所は死亡したかどうかだけを戸籍に書いて、原因などはよく見ません、それは法務局に送るんですということでした。

大臣、この死体検案書が法務局に送られるというのを御存じだったのでしょうか。

○国務大臣(江田五月君) 私も初めからそういう書類の流れというものを全部知つていたわけではございません。しかし、これは、森委員、現場でいろいろ見聞きしておられることに基つた御質問なので、恐らくその御質問には十分な根拠もありなんだろうと思つてます。

そういうことを踏まえて聞いてみたんですが、死亡届には一般的には死体検案書というものが付いて、これは医師が検案をして、一枚の紙になつ

て二つの書類がある、それが市区町村に提出をされます。そうすると今度は、それが一体となつたままです。その亡くなった方の本籍地の市区町村に送られます。そこで本籍地にある戸籍簿に死亡の事実と届出の人や何かでしようかね、記載をされます。それがある程度たつてから、おおよそ一か月ぐらいいかと思つて、その戸籍のある市区町村を所管している法務局の、これが地方法務局の本庁であつたりあるいは出張所であつたり支局であつたりというところへ届けられるということになつて、その段階で法務省としてはこれを受け取るということになります。そのときには死体検案書もくつついた紙が届くということになるんだということをお願いしました。

○森まさこ君 私も、この死体検案書が市町村の役場から一か月後には法務局に行くということとを分かりまして、それではということと、二十七日、翌日の、これ決算委員会ありましたので決算委員会の後、自民党の幹事長室に法務省に來ていただきまして、法務局にあるんじゃないかと、三月十一日のものは一か月後で四月になつたらもう法務局に行つてくるんじゃないのかということと聞いて詰めておりました。そうしましたら、その最中に南相馬市からまた電話が掛かつてきて、その最中に南相馬市にありまして、お答えがいただいたわけなんです。

実は南相馬市にあつたんですね。一か月たつても法務局に送らなかつた。法務省さんも、いや、本当は一か月後に来るはずなんです、ないみたいなんですということ。私は、問合せをしている方は、どこに聞いてもない、ない、ない。書いた本人は書いてる、書いてる。おかしいなと思つて、何か隠蔽されているような、そういう意識になつて一生懸命聞いてたわけです。そうしたら、法務省さんが法務局にないと言つていて、これは正しかった。南相馬市に本当はあつた。実際に南相馬市にあつて、それじゃ、私は南相馬市に、昨日はないと言つたんだけど、あると言ふんです。その中に三月十一日から現在までの餓死とか

衰弱死とか衰弱とか書いてあるものを一体何人いるのか教えてくださいますと言つたら、いや、と言つてから、教えられないようなことを言つていますから、じゃ、分かりましたと、市長あてに私が文書でお問合せしますと言つて文書で問合せ文を送りまして、そして返つてきたものがこれでございます。南相馬市だけで八名の方が衰弱死又は衰弱というところで、南相馬市内の病院長さんが御自分で死体検案書に書いたものなんです。

この内容を見ますと、本当に残念な内容でありますし、同時に自殺の数も調べていただきました。この時期に南相馬市に応援に来てくださった監察医の方々、四月二日から十日に入られた方はそのような事実はないとおっしゃつていたようなんです。三月十一日に震災があつて、それから食糧物がなくなつて、何も食べ物も水もないと一週間や二週間ぐらいで非常に衰弱するということとでございます。

実際に、三月二十六日に餓死寸前の方が発見をされております。三月二十九日の地元の新聞に載つておりますけれども、警察が大変忙しかつたので、地元に残つていた市民がパトロール隊を結成して見回つていたところ、避難して来た車の中で三月十七日から飲まず食わずでいたという方が、三月二十六日に、男性の五十一歳の方でございますが、衰弱状態で発見されました。

このパトロール隊の隊長に私も話を聞きましたけれども、何人もそういった衰弱状態の方々を自分たちは救助しています。ただ、亡くなった方というのは医師とか警察の方に行くので、私たちは、亡くなった方もいるだろうとは思つていますが、本当に衰弱状態で餓死寸前のような方をたくさん三月には助けましたということなんです。

私も、三月、何回も南相馬に入りました。当時はテレビ局もマスコミも一切南相馬市の中にいなかったんです。私は、二トントラックで水と食料を積んで、夫が運転して運んでいったわけですね。

どうしてこの衰弱死や餓死ということが統計上上がつてこないのか。厚労省のこの死体検案書の記入マニュアル、これを読みますと、ここに書いてある死因の記入例ですね、ここには餓死という欄がないんです。死因分類表というものの中には餓死という欄がないんですね。ですから、医師がここに、記入マニュアルに書いてないけれども思い切つて書くというところでもなければ、備考欄に書くというところでもなければ、備考欄に書いても統計に上がつてこないわけですから、統計には上がつてこないんです。

我が国においては、死体検案の場合に、またそれが解剖等、行政の死体検案とそれから司法の検視がありますけれども、両方を合わせてでも解剖率は二%と非常に低くて、マンパワーの面でも指摘されておりますし、オートプシーイメージングという、AIという機械で、そのマンパワーを補うために機械で、これは死亡時画像判断というように誤されておりますけれども、画像で判断をし

やつてアクセスしてどうやつて助けるかという
そのために自衛官の皆さん十万人に出てください
て、本当にあの皆さんも大変だったと思います
そういう努力をして、幸い助けられた命もたくさ
んございました。しかし、それだけたくさんの命
を助けることができて、なお助けることができ
なかった。それは餓死、衰弱死、あるいは大変寒
い時期でしたから、そうした寒さで亡くなる、い
ろんな方があって本当に悲惨な状況であつたと思
います。そうしたことを後の資料にしっかりと残
していくことができるようにするにはどうしたら
いいのだと、これは今私たち本当に考えていかな
きゃいけないことだと思っております。

ザの発給の開始をやりましたね。二〇〇九年の統計で見えますと、団体観光ビザ発給数が約三十七万九千人、個人は僅か七千七百人なんです。ところが、二〇一〇年の七月に個人の観光客へのビザの発給の要件緩和をやりましたら、二〇一〇年の統計を見えますと、団体が六十五万三千人、そして個人が五万二千人になっているんですよ。もう飛躍的に中国からの観光客が増加しておるのと。ところが、残念ながら、今回のこの福島原発の問題を含めて、震災で今非常に減少いたしております。

そういう中で、今回、政府が沖縄だけ観光客数、ビザを認めるということで先般発表がありまして、いよいよ七月一日からこれを実行に移すということ、これは非常に、我々もかねてから観光

の数次ビザとかビジネスビザを国に要望しておる中でこういうものが今回実現に至ったということで、大変私どももほかの地域の皆さん方も期待しているんですよ。

ここに至った経緯と、それから中身については是非御説明いただきたいと思います。

○大臣政務官(徳永久志君) 昨年六月に閣議決定をされました新成長戦略におきまして観光立国の推進がうたわれております。そうした中で、外務省といたしましてこれまで中国人観光ビザの見直しについて累次行ってきたところ、先生今御指摘をいただいたとおりであります。そうした中で、沖縄県の方からも中国人観光客に対するビザ緩和について度重なる熱心な御要望をちょうだいしたところでもあります。政府内でも鋭意検討いたしまして、沖縄振興の観点から今回の措置を決定をいたしましたところであります。

中身につきましては、このビザにつきましては、まず十分な経済力を有する中国人個人観光客とその家族で、ビザ取得後の最初の訪日日程に沖縄県が含まれる者に限り発給されるものであります。有効期間は三年で、その間では何回でも訪日ができます。また、一回の滞在期間は九十日というふうにしていただいております。

○金子原二郎君 ということは、沖縄に最初入ってくると、あとは何回でも、日本の国のどこに入ろうと自由だと。言うならば、沖縄にまず入りなさいと、入った後は九十日以内の観光ビザを発給しますという内容というふうにご理解していいんですか。

○大臣政務官(徳永久志君) はい、そのとおりでございます。

○金子原二郎君 このビザの緩和というか、できるだけ私たちはノービザということをお願ひしていただければいいけれども、なかなかそのビザの緩和ができないというのは、一番の今までの理由は、法務省において、入国後の不法滞在、これが非常に心配されるということで、なかなかまた外

国人犯罪につながるということで今までこういった条件緩和というのは非常に難しかったわけなんです。そういう中で今回こういうビザの条件緩和をしたということで、例えば、二〇一〇年の実績で入国後不法滞在した方というのは大体どれぐらいの数字の方がいらしたんですかね。

○国務大臣(江田五月君) 二〇一〇年、すなわち平成二十二年ですが、委員先ほどお挙げになりました団体観光査証の入国者が六十三万八千人、そのうち、これは電算上でございますけれども、同年中に不法残留になった者は五十五名、六十三万八千人中五十五名。

個人観光査証については、これは平成二十二年十二月まで、これは要件緩和前と後とがあります。要件緩和の前一年間にお見えになった中国人が二万一千人、これもあくまで電算上ですが、不法残留となった者は一名。要件緩和後、二十二年十二月までは約三万二千人、そのうち不法残留となった者は九名でございます。一名が九名というので、率からいえますが、絶対数からいうと本当に僅かな数字しか不法残留にはなっていない、しかもこれは電算上のものであるということをお知らせいたします。

○金子原二郎君 今まで私たちは何回となく、特に中国人のビザの緩和、ノービザ化ということを国に対して強くお願いしてまいりました。そういう中で、特に法務省入国管理事務所の皆さん方から一番我々に答えとして返ってきたのは、要するに、不法入国が多いとか犯罪が多いとかということとでなかなか緩和できないんですよという話だったわけなんです。

ところが、実質的に緩和してみても今お聞きしたその数字を聞くと、もう本当にごく僅かなんですね。ごく僅かということ、何ら、逆に言うところ、より一層のビザの緩和をしてもそれほど我々が懸念していたことは起こらないというふうにご考えていいと思うんです。

だから、何で今回沖縄だけなのか。どうして全国で、今非常に中国人の客をどう誘客するかとい

うことでみんな積極的に努力しているんですよ。一番弊害になっていたのはビザの問題であることははっきりしているわけなんです。だから、ビザが緩和されたことによってもう飛躍的に数字が増えているわけなんです。沖縄を通った全部の数字は、最初からノービザでいいですよ。そうしたら、最初からノービザにしたらいじやないですか、どうですか。

○国務大臣(江田五月君) 日中関係といいますが、中国人の日本における観光の在り方というものが時代の変化によつて次第に変わってきているものだと思います。

平成二十二年に緩和をされた。それまで、いや、中国人が不法残留されては困るんですけど、こう言つてまいりました。これは、長い間自民党の皆さん中心の政権の中でそうした懸念というものはずつと残つてきたのかと思いますが、もちろん、その間にも次第にそうしたことはなくなつてきて、そして、私もが政権担当するようになっていろいろ調べてみると大丈夫だということ、一度、去年、二十二年に緩和をし、更に今回一層の緩和をしたということだと御理解いただきたいと思ひます。

いや、だけど、初回の旅程、旅行日程の中に沖縄が含まれておると、これ、最初例えば成田に来てもいいわけですが、沖縄へとにかく行つてくれ、そういう旅行日程になつていけばいいんで、あと二回目からは今度沖縄でなくてもいいわけ、随分緩和していますから、全国、まあやっぱ沖縄は一生懸命今来てくださいます。しかし、その上で、全国どこにも、中国の皆さん、大いに旅行して日本を楽しんでいただきたいと思つております。

○金子原二郎君 確かに、沖縄に一回入つてくるとそれ以外のところは自由にこれから入るようになるんですが、ただ、最初からやっぱり目的を持って皆さん入ってきますから、全体的に全国的にノービザ化ですとそうしないのでは随分違

うし、それから、要するに誘客運動、お客さんを引くための各県が運動するときに、やっぱり全然相手に対する訴え方が違うわけなんです。非常にもう今は自由に入れるようになりましたというのと、一回沖縄に入つたら自由ですよというのでは全然違うわけなんです。そこは私は、もうこれだけ緩和してやるのに、そんな差を付けること自体がかえつておかしい。

せつかくこまで、民主党政権になつてあやうく変わったなと僕は感じしているんですよ。もう、なかなか今までできなかったことをどんどんやつていただいているから、ああ、これはいいなといつて、非常に積極的に取り組んでいるこの姿勢は大変評価しています。評価していますから、来年はちょうど四十周年ですからね、日中四十周年、これを機に、今回の場合は外務省が決定したの、法務省が決定したの、今よく言われるように総理が決定したの。じゃなくて、恐らく外務省と法務省の中で話し合いながら最終的な決定がなされたんだらうと思うんですが。

もう是非これは、特に、先般、温家宝が見えて、今後、日中友好をますます進めていこうというふうなお話がありました。各県で青年交流とかいろいろな積極的にやっておりますが、やっぱり交流で集める人と自由に来るのでは随分違います。やっぱり自由に来る方々が日本に入つてきて、そして日本を見ていただく、日本のことを、文化を知つていただくということはこれからは大変大事なことです。単なる観光客の誘客化だけではなくて、より中国との友好関係を深めていくためには、今はもう日本人は中国においてはたしか十五日間ノービザ化されています。そして外務大臣松本さんのときにやるといふふうに決めていただければ、いや、これはもう地元から拍手喝采だと思いますので、いかがですか。

○国務大臣(江田五月君) 大変な激励をいただいて、ありがとうございます。これは、ただ、委員も御存じのとおり、この措

置に対する一定程度の国民の皆さんからの批判や懸念もまたあるのも事実で、やはり実績を重ねながら、こういうことだから大丈夫だという、そうやって次第に交流を友好的なものに深めていかなければいけないことだと思っております。今回の沖縄特別というものを更に一層これからも有効に、この中国人観光客、いや観光客だけじゃなくて、もっと自由な行き来というものがいろんなところでできるようにということに、みんなが安心する形、納得する形で広げていきたいと。

是非とも野党の皆さんの御理解もお願いをいたします。

○金子原二郎君 別に与党とか野党関係なくして、それぞれの地域の皆さん方が大変これは期待をしているわけでございますので、是非、来年は四十周年ですから、恐らく半年間この状況を見て、また国としてもいろいろ御判断をなさるというふうに思っておりますが、是非来年はこのノービザ化が実現することを期待しまして、要望というふうにいたします。

そこで、今度は、緩和されますといういろいろな手続によって日本にお客さんが入ってくるようになってまいります。最近、非常に九州とか各県で多いのがクルーズ船なんです。これは非常にまとまって人が入ってまいります。

実はある県では、クルーズで入ってきた方々が到着して入国手続に時間を掛けておると時間がなくなりまして、もう入国した時点でスムーズ、すぐ市内に入れるようなことにならざるを得ないで、実は平成十七年ぐらいからですか、県の職員さんを派遣して、そしてこの入国管理がスムーズにいくようなそういう形をつくり上げていた。これは陸での入国管理の関係と船での関係と両方あるんですけど、それが急に、実は先般もこれは質問をしたんですが、時間がなかったの十分な回答を得ていないのでまた改めて質問させていただきますが、急にそれが変更になりまして、非常に難しいということになったということで、先般、私、この問題について質問をいたしました。

今後、前向きで要するにこの問題については対応したいということで法務大臣からも御答弁をいただいておりますが、その後どうなったか、ちよつとその辺について伺いたいと思っております。

○国務大臣(江田五月君) 長崎県からこの入国審査に関する御協力のお申し出をいただいておりますが、まず三月の段階で、福岡入国管理局から長崎県に対し、長崎県職員に御協力いただける事項等についていろいろ御説明させていただいたと承知をしております。

ところが、東日本大震災の影響でどうか、予定されていた大型クルーズ船の運航が中止されるなどして具体的な協議がちよつと進められない状況がございましたが、最近になってまた定期の大型クルーズ船の入港計画も具体化してきているという状況があるので、五月に福岡入管から改めて協議の機会を申し入れて、六月早々により具体的な協議を行っているとご理解をしております。

入国審査というのが国の仕事なので、このところはちよつとやり国がやらなきゃという部分がありますが、しかし、せつかくの協力のお申し出をちよつといただいているので、長崎県の皆さんのお気持ち、を最大限生かした形で御協力いただけるように、県と福岡入管との協議を進めさせるようにいたします。

○金子原二郎君 今まで全くなかったというのから分かるんですよ。実際やっていたわけなんです。それはやるべきから国の専管事項ということとは分かった上でやっていただけなんです。それから、それが急に変更になったというのは、それはちよつとやり我々も理解に苦しむことでございまして、是非前向きで取り組んでいただきたいというところ、今長崎県の場合は民間の定期航路を来年から走らせようという話が出ております。

民間は大変なリスクを持ってやる中で、ちよつと入国管理というのがスムーズにいかないと、

せつかく民間が力を入れてやっても結果的にはうまくいかないということになりますので、これについても国としての今後対応を強くお願いして、御答弁をちよつといただいて、私の質問を終わりたいと思っております。

○国務大臣(江田五月君) 長崎県においては、ハウステンボスが本年十一月ですか、上海―長崎航路の運航を計画して、その後これを定期便化するということを目指しておられるということを知っておりますので、今の委員の御指摘をしっかりと受け止めながら、十分な協議をさせていただきたいと思えます。

○金子原二郎君 終わります。

○木庭健太郎君 まず最初に、専門学校、専門士という問題で、先月の三十日ですか、外国人が日本に就労するための学歴要件の緩和という問題、日本の専門学校の卒業生に与えられる専門士の資格を、これを追加するという方針を固めて、省令の改正を六月下旬にも施行をするということでございますが、まずこの見直しに関する目的と、これまでの経過を事務局から伺いたいと思えます。簡潔にお願いします。

○政府参考人(高宅茂君) お答えいたします。従来、我が国の専門学校を卒業して専門士の称号を付与された外国人の方、この方が在留中にそのまま就職するという場合には就労資格、技術とか人文知識等がございまして、そういったところでの在留資格変更を認めてきたところでございまして。

ただ、日本に新たに来るという場合については、委員御指摘のとおり大卒等の学歴を求める要件がございまして、その結果、専門士の方が日本に引き続きいけば許可されるんですが、一旦出国して戻るとい場合には許可がされないという構造になっておったところでございます。

そこで、今回の改正といえますのは、その留学生の就職支援あるいは留学生の受入れ促進を図ると、こういう観点から、新成長戦略実現に向けた三段構えの経済対策においても、留学生支援のた

めに、専門学校を卒業した留学生が単純出国してしまつた場合でも、既に取得している専門士の資格をもつて就労可能な在留資格を申請することについて検討することと書かれておりますとおり、いわゆる留学生支援という観点から、大学等の卒業でなくとも、専門士でもつても許可できるようにする。

具体的には、専門学校を卒業して専門士の称号を付与された外国人の方が、在留資格は技術であると、技術というのは理料系でございまして、あと人文知識、国際業務、文科系でございまして、こういったことの在留資格で上陸許可を受けることができるよう法務省令の改正を検討しているところでございます。

改正案につきましては、四月二十五日から五月二十四日の間にパブリックコメントを実施し、現在その結果を分析中でございますが、できるだけ早期に検討をして結論を得たいと思っております。

○木庭健太郎君 パブリックコメントは大体どんな感じでございますか。

○政府参考人(高宅茂君) パブリックコメントで寄せられた意見につきましては、現在整理中でございまして、個別具体的な意見については御紹介するというところは差し控えていただきますが、今回の措置について賛成、反対、両方の立場からの御意見をいただいているところでございます。

○木庭健太郎君 おっしゃる通りに、確かに大卒の者に限られたものが専門士へ広がると、そのこと自体は、また経済対策というように含めて、やり方としてはそれなりに一つの評価できるものなのかもしれません。

ただ、心配するのは、要するに専門学校になる非常に分野も多い、専門士といつてもいろんな専門士が誕生するわけであつて、したがって、どんなことを皆さんが心配されるかというところ、確かに先ほど言われたように就労資格というのがきちんとしてあるわけですね、こういう業界はできるけれども、この業界はできないとか。そういうの

はあるんですが、専門士一般の形としてこういう形で緩和するというのを言われてしまうと、業界の人たちの中には、これをきっかけに今後自分たちの業界、分野でも外国人がどんどん入ってくるような要件緩和につながっていくんじゃないかと思うんです。

つまり、何を申し上げたいかというと、やっぱりこういうことをやるときは、専門士が育った後のいわゆる就職する、就労する先の問題、つまり、それぞれの業界で様々な意見を持つていらつしやらないと思います。私が直接聞いたのは美容業界からなんですが、美容業界にとってみると、今は確かにこれ制限されて、外国人が来ることはできません。でも、これを開くことで多大な影響が将来に出るんじゃないかという極めて危惧をされていて、そんな団体もいることは事実であつて、私が申し上げたいことは何かというと、やっぱりそういう団体、専門学校だけの話を聴くんじやなくて、そういった業界の意見もよく聴いていただき、またそういうものとかかわる省庁との連携も是非取つていただきたいし、その上でこういうものをやるというふうに、一つの事情聴取じゃないですけど、いろんなところの意見は是非聴いていただきたいと、こういう思いをいたしておるんですが、大臣の意見を伺つておきます。

○大臣政務官(黒岩宇洋君) 済みません、私の方がちよつとこれ所管しているもので、簡単に答えさせていただきますけれども、今、木庭委員御指摘のように、理容業界や美容業界の方、若干の不安の声があるということは承つておりますが、御承知のように、理容師、美容師の方たちは現行制度でも、これ専門学校を卒業しても、元々この理容師、美容師を就労を目的としての在留資格というのはいずれも該当しませんので、今回の措置によつて新たに就労の道が開かれるということはないと思います。

そして、その後の懸案事項については、まさに委員御指摘のとおり、外国人労働者の受入れにつ

いては、その範囲や条件を定めたり、そして変更したりすることについては、国内外の情勢を踏まえないで、そして特に我が国の産業及び国民生活に与える影響、その他の事情を勘案する必要があると認識しております。

そして、法務省としては、やはり常に関係省庁と連携しながら、その都度、適切な判断、対応をしていくという、こういう所存でございますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○木庭健太郎君 要するに、そういう一つの資格変更みたいな問題だけでも、携わる方たちにとつてみると、何を一体やるんだと危惧されるわけですよ。ああ、これはもう資格開くんだけ、そういうふうにとらえてしまふんです。そこは丁寧な説明がいろいろあるんですが、今おつしやつたような。そういうものがどうも欠けているなという気がとともいたしましたので、是非そういう点も今後もしちゃんと御説明もいただきたい、意見も交換していただきたいということを強く要望をし、被災地の問題については、先ほど森委員から民法九百十五條の關係についてお話が相続についてありました。

私は、大臣、それは一応法律的な建前とかいろんな意味で、九百十五條の問題について法務省そのものがやるべきかどうかという点、民法に對する特例というふうな問題になつてくると、これ、やっぱり法務省においても必要かどうかというところは、我々もそれはいろいろあります。でも、議員立法という形でなじむのかなという気もちよつとするものですから、この辺は少し、まず九百十五條という問題になると、先ほどのような、法務省べつたりとは言いませんが、そういう見解じやなくて、やはりそういうものもどうなんだというところは検討ぐらひは是非していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(江田五月君) 法務省べつたりというわけでもないんですが、やはり民法の具体的な条文にも直接にかかわることでございますので、

民事基本法を所管するという意味でいえば、多少はやはりそこはかみしも着たということにならざるを得ない部分が正直言つてございます。

そうでありたくないと思ひながら、しかし、やつぱりこれは、民事基本法ということになれば法制審議会にもかけるなどいろいろなことになれば、これは今現場の皆さん、被災地の皆さんにそつてまいりますので、是非ひとつそういう、しかし、これは国会というものは立法機関ですので、是非ひとつ立法院において立法院の役割というのをこころをこめていただければ、私も異存がございません。

○木庭健太郎君 もう一つ、今度は相続の問題とは逆の問題にちよつとなつてくるんですけど、それは何の問題かという、今度は民法三十條の關係の問題ですね。つまり、今回の大震災で所有者が行方不明になる、家族が死亡、行方不明のため相続人がいないというふうな土地、これがもうかなり出てくるということが予想される。自治体はそういう土地、今後、復興の問題が起きてくると、これを一時的に管理するというようなことも検討もされていくと。

ただ、これも、民法三十條ちよつと御説明をいただいたんですが、現在の民法上はこの被災者が行方不明になつた場合どういう取扱いになるか、確認のためちよつと伺つておきます。

○政府参考人(原優君) 民法上、ある人が行方不明になつた場合には失踪宣告という制度がございます。まして、通常の場合にはその失踪宣告期間は七年ということですが、今回の震災みたいなケースの場合には、特別失踪期間ということでの期間が一年に短縮されております。

○木庭健太郎君 そういうものも含めて、これは一年で短縮できるということでもよろしいんですね。

○政府参考人(原優君) 民法上、特別失踪の場合には失踪期間一年に短縮されているわけでございます。

○木庭健太郎君 ということは、今回の場合は特別失踪であるということでもよろしいわけですか。

○政府参考人(原優君) はい。失礼いたしました。特別失踪に当たると考えております。

○木庭健太郎君 そうすると、やはりそのいろんな關係でいくと、今お聞きしたとおり、こちらはそういう形のもので実際にあつてできる。ところが、先ほどあつた九百十五條についてはそういうもの、特別の事情ということとは勘案されないわけですから、確かに大臣おつしやるように、議員の皆さんでお考えになられてということもあるんですが、まあ先ほど、出てくれば反対する意思はありませんという表明でしようから、是非我々としてはそういうことも検討させていただいて。

ただ、もう少し私が言いたいのは、やはりこれから何か月かたつて、民法上の問題、いろんな問題で、特別立法しなければいけない問題というのをもう一回いろいろな整理をしなければならぬんじゃないかなという時期に來ている。それは二次補正の問題、もちろんあります。でも、それとともに、やっぱり法的裏付けを幾つか付けてあげなければ対応できない問題が起きてきているというふうな気がしてなりません。

そういう意味では、そういう立法の關係についてもう一回法務省としても、今回のいろんな問題の中で、こういう点についてはやはり新たな措置が要るのかどうかという点について御検討もいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(江田五月君) 法務省というのは様々な基本法を預かつておりまして、特例を作るといふのはなかなか大変なことでございますが、そうしたことでなくて、今回の震災に対応するための様々な特別立法が必要だということとはよく分かつておりまして、これは国会における検討とも十分協力をしながら対応していきたいと思ひます。

○木庭健太郎君 さて、もう一つは、今日が期限だという布川事件の問題でございます。

控訴についてどうなつたかとまだちよつとお伺

いしていないんですが、控訴を断念するというような新聞報道だけのごいでしたが、まず大臣にやはり冒頭お伺いしておきたいのは、この布川事件で控訴を断念しても無罪が決定すると、最近どうなのかというのは、戦後の事件で死刑が無期懲役が確定後、再審で無罪となったのは、足利事件に続いて今回がもう七件目になるわけでごいします。

〔委員長退席、理事金子原二郎君着席〕

そういったのも含めて、大臣は今回の判決、そして七件目になるということについてどう受け止めていらっしゃるか、伺いたいと思います。

○国務大臣(江田五月君) 委員今御指摘のとおり、今日がこの布川事件の控訴の期限で、まだ控訴するかどうかの検討をしているところだと聞いておりまして、結論は聞いておりませんが、もし控訴しないということになれば七件目になると、確かに、いずれの事件もかなり古い時代のことではあります、しかし人の一生を大変大きく左右してしまつた、我が国の刑事司法において、ということがあつたということは、これはもちろんそれぞれ個別の事件で、それぞれの事件ごとの特性はあると思いますが、十分私ども国家の刑罰権というものを預かっている立場として反省をしなければいけないものだと思つております。

○木庭健太郎君 そして、先ほども御指摘もあつたんですけど、今回の無罪確定するかどうか、もう少し時間が掛かると、今日中ですけれども、ただ、今回の無罪判決ということについて、どつちかという、法務や検察の幹部の皆さん、少し、今はもう随分いろいろ変えているので、あの事件はそれこそ今大臣おつしやつたように昔の事件なわけです。六〇年代の捜査でそういった、これまで、例えば村木さんの事件とかそんなのと比べれば、極めて、いい言葉で言えば冷静に受け止めていらつしやるというふうな感じになつてと思つた、私どもは今回の事件について、やや、もうちよつとこれは法務省としても検証すべきだと

思うのは、例えば何かと申し上げますと、先ほど御指摘がありました、今回の判決というのはどう言っているかという、これまで弁護側が求めたのは、判決の中で、一つは、冤罪の原因が何だつたのかというようなことまでは是非判決の中でという思いが弁護側はあつたようでごいしますが、なぜこういう誤審が繰り返されたのかというふうな踏み込みについては今回の判決の中にはないですね、一つは、要するに、どうしてこういう無罪という結論が出されたのかというその中身の検証というのが、それは裁判でやつていただければいいんですが、裁判の中ではつきり出てきていないというのが今回の布川事件の判決の結果なんです。その意味で、今回の問題の一番争点になつておるのは証拠という問題なんです。証拠をどうするかという問題でさんざんもめているのに、でも判決はその部分についてはやや抜け落ちていて我々は認識している。

したがって、今回の問題というのは、ある意味では、検察当局にとつて、また法務省にとつて、二度とこういう問題を繰り返さないという意味では、法務省自ら、検察自らもう一回この事件についてきちんと調査検討する必要があるように私は感じるんですが、法務大臣はどうお感じでしょうか。

○国務大臣(江田五月君) 今回の再審判決の中身についていろいろと論評することは、これは差し控えておきたいと思つています。判決の中で踏み込んで被告人の席に座らされた者に対して謝罪をする判決もあるでしょうし、そういうことのない判決もあるでしょう。それはいろいろなのがあつて、それぞれ個別の事件だと思つております。

〔理事金子原二郎君退席、委員長着席〕
さらに、今申し上げましたとおり、まだ今この段階では控訴するかどうかを検察において検討中でございますので、これについてもなお物が非常に言いにくいところで、個別の事件ということになつてしまふんですが、ただ、私は、いささか申し上げにくいことであ

りますが、私自身もう国会に出てきて随分長いので、その前のことまであれこれ言つても始まりませんが、実は裁判官をしておりまして、裁判官がそれぞれの事件で、まあいろいろあります。ありますが、それぞれやはり裁判官が一生懸命に事件に取り組んで結論を得るために努力をしてきた、その昔の同僚がやつていてございまして、私自身も国会議員になつてから再審事件の、弁護士ではございまして、弁護団に加わること、控えてまいりました。そういう思いで一つ一つの事件は見ている。したがって、私自身の個人の気持ちからしても、個別の裁判体の事件については、その裁判にかかわつた検察官や弁護士のいろんなやり取りの中で裁判所が判断をしたことであつて、それをいろいろ論評したくない。

ただ、そこで後からそういうことが繰り返されないためにいろんな検証をやるということは必要な場合があつて、今回の事件についてもあるいはそういうことが必要かもしれせん。

○木庭健太郎君 要するに、今回の事件の場合も弁護士や検察官さんたちが言っているのは、本當に証拠が全面開示されれば必ず無罪と分かつたはずだという話もありましたし、検察官が証拠を独占し、見立てに合つた証拠しか出さないのが冤罪の原因だというふうな指摘もこれあつて、確かに全面開示の問題について、大臣がおつしやつたのは、この証拠の全面開示を含めて、きちんとした証拠という問題でいうと確かに二〇〇四年の刑法の改正で随分この公判前整理手続における検察の証拠開示、これがルール化された、これはもう極めて大きな前進ですよ。

でも、大きな前進だけれども、やはり何か不正な証拠に目をつぶりがちなというのはやつぱりあるんであつて、もつと極端な言い方するならば、村木事件というのはまさにもうこの後に起つたような話で、こんなことも起り得るというようなことがあるならば、やつぱりその証拠開示の在り方というのは更に徹底しなければならぬだろうと、私はそう思いますし、特に私が申し上げた

いのは、国民の信頼を取り戻すために、今、例えば検察改革の一環でやつていらつしやるのが、検察官の倫理規程というようなことをきちんとやるかという話になりつつあるわけですね、これ、大臣の指導性で。

例えば、そういった中に、今一番問題になるのは、すぐ被告人に有利な証拠というのは何か隠蔽しようみたいな体質みたいなものがあるわけであつて、それを防止できるような、どんな文言になるかは分かりません、でもそういったものも例えはこの規程の中に盛り込むとか、証拠開示の促進について検察庁として全体に指導するとか、やはり公益の代表者としての検察官の証拠開示の在り方について積極的に検討を進めるべきだと思つますが、法務大臣の見解を伺いたいと思つています。

○国務大臣(江田五月君) 検察というのは、あくまでこれは公益の代表者として裁判所に刑罰権の行使を求めるのであつて、公益の代表者ですから、間違つて国の刑罰権が行使されるようなことになつてはいけません、これはもう当然のことでごいまして、検察があえて有罪判決を得るために被告人の方に有利な証拠は隠すとか自分たちが不利の証拠は隠すとか、そういうことがあつてはいけません。これは言うまでもないことでごいします。

ただ、検察が持つていっている証拠の中には、本當にこれは千差万別、様々なものがありまして、その中には現に公判請求されている事件とかかわりは薄い、しかしいろいろな人の名譽やプライバシーを傷つけかねないといったものも含まれてい

るのも事実であつて、そうしたことを総合的に考えながら、平成十六年の証拠開示についての刑法改正というものが行われてきたのだと思つております。
そのときにもいろいろな議論があつて、全面、とにかくすべて洗いざらい出せという意見もあつたんですが、やつぱりそこは一定程度、公判前整理の中などで議論をして、争いがあれば裁判所が裁断をするというふうな手続になつております。

そうしたことを口実にしながら、検察があえて自分に有利な判決を得るためにアンフェアなことをやるということがあつてはならないと。そのために今最高検においても、検察の基本規程という言い方だつたと思いますが、検察官が守るべき倫理水準について、これを全検察、特に若い検察官の皆さんにも議論の中へ入ってもらいながら、みんな納得できる、その代わり決めたらちゃんと守っていく、そんなものを作るように今努力をしているところでございます。

○木庭健太郎君 ただ、あの改正というか、新たな証拠開示の在り方をやっただんですが、結局、例えばその証拠開示、弁護側どうすればよいからという、やっぱり弁護側は独自に調査して証拠開示請求しなくちゃいけませんよね。それから、公判前整理手続を経ない事件は制度の適用ありませんよね。そういった問題もあるし、あのときも議論になりましたが、じゃあ全証拠リストはどうなんだという議論もあつてみたり、様々な意見があつたことは事実なんです、その中で整理してああいう形が一回出た。

でも、やはり今回のこの無罪判決、先ほどから申し上げているように、確定するかどうかという問題は今日決まってくでしようが、是非申し上げたいのは、せっかくこれ法務大臣が法制審の方にいるんなら、例えば供述調書の過度に依存しない捜査、公判の在り方の見直しとか、五月十八日ですとか、被疑者の取調べの可視化の問題について法制審に諮問を行われたわけですね。諮問を行っていらつしやるんですが、この中に証拠のこういう開示の在り方という問題については入っていないでしようか。入っていないならば追加でも是非やつていただきたいと思いますが。

○国務大臣(江田五月君) これは、検察の在り方検討会議の中で議論が行われました。行われましたが、甲論乙駁、なかなか議論に一定の方向というものがあつて、その在り方検討会議の提言の中では、新たな検討の場において関連する議題として議論、検討することを期待したいというよう

な結論となつているところでございます。

証拠開示制度の在り方もちろん新たな刑事司法制度をどういうふうにつくっていくかということに関連するわけでございますが、というわけで、この検討の対象となり得るものだというふうには考えておりますが、これが具体的にどういう検討につながっていくかということについては、これは法制審議会においての御議論を待つというのが今のところでございます。

○木庭健太郎君 そして、可視化の問題、大臣の指導性でお取り組みになられたと。でも、今回のこの事件、布川事件見ると、何がよく分かつてくるかという、やっぱり一部可視化では問題があるというところが今回の事件はもうつきりしてきつたということが一番この事件で大事な点なんだろうと思います。

その意味では、大臣もいろいろお取り組みをなされたこの全面可視化という問題、まあ全面可視化というのがどれを取つて全面とおっしゃるかというのにはありますが、やはり捜査が始まつてから終了するまでのきちんとしたもの。対象をどうするかという問題はいろいろ私もあるとは思つております。ただ、そういった一つの事件についてきちんとするという問題については是非全面可視化、可視化をなさるのであり、その結論を得られるのであればその方向へ持つていつていただきたいと思つておりますし、そこで最後に、そのこととともに求めておきたいのは、どうしても警察の方はなかなか難しいからということの中で、検察だけに限つたような何か可視化の問題へ特化されるような危険性があるような気がしてなりません。

是非、可視化の問題に取り組むならば、警察の取調べ段階からこういった問題も含めて、直接指揮ではないとおっしゃるかもしれませんが、やはり法務大臣の責任としてそこまで踏み込んでいただいて、様々な検討をしていただき、早い時期に結論を出していただきたいと思いますが、大臣から答弁をいただいで、質問を終わります。

○国務大臣(江田五月君) これはなかなか難しい宿題でございますが、まず一部可視化は、いろいろ編集などされますと本当にどういう取調べだつたか分からないといったこともございますが、一部の場合でも、その部分が客観的に明らかになることによつてどういう取調べであつたかということとかがわかることができる場合もございいますので、一部可視化は頭から駄目だというようには私どもは思つておりません。

しかし、私が今、試行をお願いしているものの中には全過程の可視化をちゃんとやつてみてくださうぞ余り皮肉めいた笑いでなくて、ひとつそこはしっかりと私の意のあるところは御理解をいただきたいと思ひます。

さらに、警察段階でございますが、私どもは刑事訴訟法の捜査を担当しておりますので、この刑事訴訟法上の捜査というものは警察によつてそのかなりの部分が担われていることも事実です。で、その限りでは私どもと無縁のものではありませんが、しかし、実際に行つていられるのはこれは国家公安委員会でございますし、国家公安委員会委員長の下での今いろいろ調査も行われているところでございますから、そういうものが法制審議会にしっかりと出されて、そこで十分な議論を行われるものだと思つております。

○木庭健太郎君 終わります。

○桜内文城君 本日は、江田法務大臣が所信表明でも述べられました法の支配。そして法律に基づく行政というテーマで質問させていただきます。

まず最初に、今日は外務省あるいは内閣官房の方も来ていただいておりますので、閣議決定の法的な位置付け等についてお聞きしたいと思つております。特に、今回具体的に取上げたいと思つておりますのは、昨年八月十日に内閣総理大臣談話として閣議決定されたものについて、これを題材にお尋ねいたします。

先般、日韓図書協定が両院で可決成立したところでございますけれども、その基となりましたもの

のが今申しました昨年八月十日の閣議決定、内閣総理大臣談話であります。この中で、法的に憲法あるいは法律との関係でどうかというくだりがございいます。ちよつと読み上げますと、「日本政府が保管している朝鮮王朝儀軌等の朝鮮半島由来の貴重な図書について、韓国の人々の期待にこたへて近くこれらをお渡ししたいと思ひます。」、こういった文言がございいます。

実際、これに基づいて協定が署名され、先般国会を可決成立していつたわけですが、なぜ、国会での議決を必要としたかといへば、それは、まず財政法九条一項というのがありまして、そこでは、国の財産は、法律に基づく場合を除くほか、ちよつと飛ばしますけれども、適正な対価なくしてこれを譲渡してはならないという規定がございいますので、やはり国会の議決が何らか必要であるということでございます。

そして、もう一つ言えば、これは日韓の協定でございますので、一九六五年の日韓基本条約、これに基づくいゆる日韓間の請求権及び経済協力協定、そこで両国、政府間で、それから国民間の請求権に関する問題は完全かつ最終的に解決されているということですので、新たに日本政府が一方的に引渡し義務を負う、そのためにはやはり国会の議決を経る必要があるというこの二点であります。

ここでお聞きしたいのは、内閣法四条一項で閣議決定というものが定められております。例えば、政令ももちろん閣議決定を経て決められているわけですが、当たり前に決まらなくても、政令あるいは閣議決定というものは、まさに内閣の行政権あるいは執行権とも申しますか、法律の範囲内で法律の執行のためにこれが行われる必要があります。しかしながら、今挙げた昨年八月十日の閣議決定の内容は、言わば財政法九条一項、そして日韓請求権及び経済協力協定をオーバードするものであるというふうに見えるかと思うんですが、まず外務省に対してその点を確認させていただけます。

な意味での経済的損失が生じるわけで、これを誰がかぶるのかという点でいいますと、実際、経済産業大臣の方から、原発停止に伴う追加的な費用負担について中部電力から具体的要請があれば、金融支援策など最大限検討していきたい。ただ、これでもいいのかどうか、これも行政指導みたいな話だと思うんですけど、法に規定なくこうやって経済産業大臣が経済的損失の一部を補填するかのときコメントを既に述べられているということからすると、行政指導といえども、やはり厳密にぎりぎりいきますと国家賠償法の適用対象になる場合も十分あり得るんじゃないのかなという意見を述べさせていただきます。

これに関連して、最後の質問ですけれども、福島第一原発事故によりまず原子力災害につきましても、実際、原子力災害対策特別措置法というものがございいます。これに基づいて緊急事態宣言でありますとかその他実際の対策がなされるということとで、マニュアルがこの法に基づいて規定されております。原子力災害対策マニュアル、これは、各省庁横断的に相当細かく、現地対策本部にどういったポストの人が行くのか、記者会見の頻度、あるいはどこでやるのか等々、相当細かく決められておりますが、そしてまた、災害対策基本法三十四条に基づいて防災基本計画、この中にやはりSPPEEDIの結果の公表ですとか、あるいは文部科学省、今日政務官来ていただいていますので申し上げますが、例えば原子力研究開発機構等の専門家をちゃんと呼んでちゃんと対策を立てるというところであります。ほとんどこれは無視されているんですね、このマニュアルというものが、実際の経緯を聞いてみますと。

こういった事故後の対応について、法に基づくマニュアルに従って行われていない、このような場合、国家賠償法の対象に十分なり得るんじゃないかと考えますけれども、これはいかがでしょう、法務大臣。

そして、SPPEEDIの公開。それから、原研が地震後十日間にわたって、東海村にあります原

子力科学研究所、約千四百人研究者等がいるわけですが、けれども、十日間にわたって千人以上自宅待機を命ぜられていた。本当はまさにこの日のために国家が養ってきたわけですよ、彼らを、専門家として。十日間も休ませる、全くマニュアル無視だと私は考えますけれども。

国家賠償法については法務大臣、そして文部科学省として、SPPEEDIの結果の公表の遅れによる被曝の損害ですとか、原研のそのようなマニュアル違反についての見解をたします。

○大臣政務官(林久美子君) 桜内先生にお答えをさせていただきます。

ただいまマニュアル違反という御指摘がございましたけれども、少し経緯をお話しさせていただきますけれども、今回のSPPEEDIに関しましては、まずマニュアルに沿ってしっかりとデータを、それに沿ってきちっとセンターなどにマニュアルどおり報告を、試算をして提供するようにということとで、マニュアルどおり行動させていたいただきました。

あと、原研の話なんです、日本原子力研究開発機構防災業務計画というのに基づいて事故発生直後から、実はもう当日東京を出発をいたしました、しっかりと国や地方公共団体の要請に基づいて専門家やモニタリング要員を現地へと派遣をいたしております。ピーク時には一日に百名を超える人員を福島に従事をさせているということも御理解をいただければと思います。

余り詳しくは申し上げませんが、SPPEEDIの件、そしてこうした原研の職員の件等についてマニュアル等の趣旨に沿って対応してきたというふうに認識をいたしております。

今回の事故対応の徹底的な検証が今後行われる中で、文科省や原研の対応の在り方についてもしっかりと考えてまいりたいというふうに思っています。

○委員長(浜田昌良君) 江田法務大臣、簡潔な答弁をお願いします。

○国務大臣(江田五月君) マニュアル違反は国家

賠償に当たるかという、そういう御質問かと思いますが、ちよつとこのどの部分がどうというのが分かりませんのでお答えしにくいんですけれども、ただ、このマニュアルについては、これは法務省が所管というわけではありまので差し控えますが、外部交流電源が長時間にわたって全く失われるという、そういうシビアアクシデントは想定しなくていいというようなことになっていたことは、これは私はやっぱりそんなことになって行動したんじゃないと駄目なんだということが今回はっきり示されたのではないかと考えております。

○桜内文城君 終わりますが、何かいろいろと報道等を聞いておりますが、全て原子力災害に関する賠償等を東電におんぶにだつことというような印象がございいます。国家賠償法の適用も含め、これから議論をさせていただきたいと思っております。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

私からまず布川事件の問題についてお聞きいたします。

桜井さんと杉山さん、警察の取調べで自白を強要され、そしてそれが根拠に無期懲役の判決を受け、二十九年間を刑務所にとらわれたわけですね。人生台なしになりました。そして、証拠の隠蔽ということもあった。今日が控訴期限、まさか控訴があるとは思っておりませんが、やはりこういう判決があり、こういう事態をつくり出したことに対する大臣の受け止めをまずお聞きしたいと思います。

○国務大臣(江田五月君) まさに今日が控訴期限

で、まだ控訴するかどうかについての結論を得てるところではございませんというところで、個別事件です。それ以上のことを述べるのは差し控えておきますが、委員御指摘のとおり、いろいろな言われるようなことがあつて、お二人に長い長い大変な困難を与えたということは、これは遺憾なことだと思っております。

○井上哲士君 これは過去の問題ではありませんで、この間も志布志事件、富山事件、そして村木

さんの無罪事件など、様々な捜査当局の取調べが問題になってまいりました。

昨年、大阪東署の警察官が取調べのときに大変な暴言を吐いたということは、当時の録音テープも公開をされまして衝撃を与えましたし、この委員会でも質疑がありました。この警察官には四月の二十八日に大阪地裁で罰金三十万円の有罪判決が下りました。

ところが、この判決から僅か五日後の五月の三日に大阪でまた事件が起きているんですね。関西空港署の巡査部長が逮捕したウガンダ国籍の容疑者の男に対して取調べ中に暴行を加えたということが、男の弁護士苦情申立書で発覚をいたしました。それによりますと、巡査部長は耳を引っ張ったり足をけつたりして、さらにペンケースを口に押し付けて、覚醒剤をのみ込んだのならこれのんでみると追つたとされております。

今、大阪府警はこの巡査部長を特別公務員暴行陵虐容疑で事情聴取していると承知しておりますけれども、なぜあの東署の事件を起こして一番標を正さなくちゃいけない大阪でこういう事件が続いているのか、いかがでしょう。

○政府参考人(金高雅仁君) 大阪東警察署事案の発生を受けて、警察捜査への国民の信頼を回復するということで全国警察で努力をしているさなかに、関西空港警察署の捜査員が取調べ中の被疑者に対し暴行を加えたという事実が発生したことは、誠に遺憾でございます。

現在、大阪府警で特別公務員暴行陵虐の容疑でこの警察官に対して捜査をしているところでございますが、現在までのところ、覚醒剤を袋に入れたものを大量にのみ込み体内に隠匿して密輸をしたという事案、大変重大な事案でありながら、否認をした、あるいはその態度について腹を立てて手を出してしまったというようなことを供述しているというふうに報告を受けておりますけれども、いづれにいたしましても、徹底した捜査で原因、動機を明らかにした上で、それを踏まえて厳正に対処すべきだというふうに考えております。

○井上哲士君 この巡査部長本人も、取調べに同席していた部下の巡査長も、そして通訳の人も暴行を認めていると報道されておりますけれども、それで事実でしょうか。

○政府参考人(金高雅仁君) そのとおりでございます。

○井上哲士君 申立書によりますと、別の日の取調べでは、平手で額を押して、たたく権利がある、おまえには人権がないと、こういうふうな暴言を吐いたとしているわけで、極めて重大な取調べだったわけですね。

取調べの問題はこれだけじゃありません。先ほども議論がありましたけれども、四月の二十八日には、福岡県の川崎町議会の議長が公選法違反の事件に絡んだ取調べの中で自殺をするという事件が起きました。そして、取調べ中に口を上下に引き裂くような暴行、暴力的なことがあったというメモがあったという事実も先ほど認められました。そして、埼玉県の深谷の市議選でも供応買収容疑で市議らが逮捕された。この事件で取調べを受けた支持者二十人から、様々な自白の強要があったと、こういうことも言われているわけですね。

私は、この一連の大阪の問題、そしてこういう深谷市の問題、川崎町議会の問題、それぞれ事実調査をしているというお話がありましたけれども、やはり様々な問題があったと、だからこそこれだけ集中して出てきていると、こういうふうにいるんですね。

志布志事件、そしてあの富山事件で深刻な反省をしたはずであります。それがそうなっていない、こういうことが続いていると、こういうことについては警察庁はどうお考えなんでしょうか。

○政府参考人(金高雅仁君) 福岡の事案と埼玉の事案につきましてはまだ現在調査中ということで御理解いただきたいと思いますが、東署の問題それから関空警察署の事案につきましては、誠に遺憾なことというふうに警察庁としても重く

受け止めておるところでございます。

年間百六十数万件の取調べが行われておりますけれども、それに当たる一人一人の警察官の意識改革、これに引き続き努力をする必要があるというふうな受け止めております。

○井上哲士君 先ほど、反省をしているふりしかなかったんだという声も上がりました。

富山事件と志布志事件の警察捜査の問題点について、警察庁は二〇〇八年の一月に報告書として取調べの適正化指針を出しております。各警察署に取調べ調査官を置くことにしたわけですね。監督官を置いたと。この監督官は、警察署で行われる取調べの状況を取調べ室の外から随時視認をして、体に接触したり人の尊厳を著しく害するような言動をすることなどの監督対象行為があれば、その中止を求めることができると、こうされております。

まずお聞きしますけれども、この大阪の二つの事件、そして福岡、埼玉の各事件では監督官による取調べの視認はされていたのかどうか、そしてその際にこういう問題のある監督対象行為というのが認められていたのかどうか、お答えください。

○政府参考人(栗生俊一君) お答えいたします。

御指摘のあった事案の取調べにつきましては、いずれも監督官又は監督補助員による視認はなされておりました。しかしながら、大阪の東署の事案については視認をするということはできなかったわけでございます。その他の、その余の事件につきましては、現在調査をしているところでございます。

○井上哲士君 監督対象行為は認められたんですか。

○政府参考人(栗生俊一君) お尋ねが監督官による視認によって監督対象行為を発見することができたかというふうに私、理解いたしましたので、視認という行為は行いましたけれども発見することとはできなかったという意味でございます。

○井上哲士君 二〇一〇年の全国の被疑者取調べ

の件数と視認の回数、それから取調べにかかわる苦情の申出件数、そして監督対象行為というのはそれぞれ何件になっているでしょうか。

○政府参考人(栗生俊一君) お答えいたします。

まず、二十二年中の被疑者取調べの件数は約百六十七万八千件でございます。次に、取調べ室の視認の回数は約二百五十一万一千回でございます。また、被疑者取調べに係る苦情の申出の件数は四百七十四件でございます。最後に、監督対象行為の件数は三十件でございます。

○井上哲士君 つまり、百六十七万八千件の取調べで問題が発見されたのは三十件と、つまり〇・〇一八%なんですね。誰がこういう数字を信じるのかということなんですね。実際、関空の事件では巡査部長本人も同席した部下も通訳も認めているわけですね。その認めているような行為すら発見できなかったと。

これは視認ですけども、特に問題がないと認めた場合には十数秒ぐらいしか見ないことがあるとお聞きしていますけれども、そういうこともあるんですね。

○政府参考人(栗生俊一君) 具体的な秒数ということとはちょっと私、今直ちにここで答えすることはできませんが、警察署内の調べ室が複数ございまして、それを、通常警察署の警務部門にいる監督官などが順次回つてまいりますので、大体一、二分ぐらいではないかと思われれます。

○井上哲士君 つまり、本当にちらつと見るだけなんですよ。ですから、先ほど言ったように、〇・〇一八%というふうなものになつてい

と。結局、身内による監督という形では、こういう暴行とか脅迫的取調べはなくせないということを見事に示していると思うんですね。

大体あのときの警察庁の適正化指針自身が、なぜあいつ富山事件とか志布志事件が起きたのかと、その一番の問題、なぜ無実の者が虚偽の自白を余儀なくされたのかと、ここに踏み込んでないんですね、検証してない。形だけそういう身内の検証というやり方を取った、ここに私は事件が続

いている一番の問題があると思うんですね。やはりこれは外部の目を入れる必要があると、やはり警察においても取調べの全過程の可視化ということをする必要があると思えますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(金高雅仁君) 取調べの可視化、全過程の可視化につきましては、取調べの検証機能があるということは、先ほど申し上げました国家公安委員長主催の研究会の中でもそういう御意見が出ております。

ただ一方で、その真相解明機能に及ぼす影響でありますとかプライバシーの保護という問題も指摘をされているところでございまして、この研究会で今後可視化の在り方について更に具体的な検討が行われるものというふうに承知をしております。

警察庁としては、その議論を踏まえまして、一線における捜査の実情を勘案しながら対応したいというふうに思っております。

○井上哲士君 真相解明機能と言われましたけれども、大阪東署の取調べは、おまえの人生めっちゃくちゃにしたぞとか、殴るぞ、おまえなめとつたらあかんぞとか、こういう暴言を吐いているんですよ。密室の中でやっているから、こういう本当に推測で暴力的な取調べしかしない。何でこれで真相解明ができるんですか。結局、密室における取調べというところにつかっているから、私は、結局こういう真相解明機能自身を警察が失っている、こういう事態だと思えますよ。

法務大臣にお聞きしますけれども、私は、こういう警察の脅迫的な取調べを許してきた警察の責任も大きいと思えます。

この大阪東署の暴言による取調べの事件は、大阪地検は、特別公務員の暴行陵辱事件ではなくて脅迫罪で起訴しました。そして、しかも、略式起訴、非公開のにしたんですね。ところが、簡易裁判所が異例の略式不相当という決定を出して正式の裁判になりました。かつ、検察は罰金二十万円

しか求刑しなかった。裁判所は三十万という判決を下したわけですね。

私は、起訴の在り方、そしてこの刑、罰金についても、二度にわたって裁判所も検察の甘い姿勢について厳しい警告をしたと思うんですが、まずこういう略式起訴が正式起訴に裁判所の判断でなつたということや、そして、判決が求刑よりも上回つたということが重なつたような例がほかにあるのかどうか、そして、こういう甘い姿勢が警察の様々な問題の取調を許しているという指摘についてどうお考えか、いかがでしょうか。

○国務大臣(江田五月君) 個別の事件についての言及は差し控えておきたいと思いますが、一般に申し上げて、略式請求をしたら不当というところで正式裁判になつたというようなケースは、これはもちろんございます。また、求刑を上回る判決になつたということも、これもございます。

その上で、確かに検察の公訴の提起の仕方、略式という、あるいは求刑、これが裁判所でそのまま認められなかつたという事例が幾つかあるのは事実でございますが、しかし、私はやはり個別の事件について、その評価というのが様々な角度があるんだらうと。検察において法と証拠に照らして適切と思つたけれども裁判所の判断が違つたと、これは裁判というものがきちり機能しているということであつて、そうした一つ一つのことについて、検察として事後的な反省はしなければいけません、そういうことがあつたから検察けしからぬということに必ずしもなるかといふと、それは場合によるんだらうと思つております。

○井上哲士君 大阪地検特捜部がああいうフロツピーデイスクの改ざん事件を行つて、そして非常に問題な自白強要の取調べをしていた。その地検が大阪府警の行つたことにこういう甘い対応をしたということ、やつぱり府民は厳しく見ていますよ。

さらに、これだけじゃないんですね。二〇二四年四月の平野区マンション母子殺害事件で、現場付近の灰皿から採取したたばこの吸い殻七十二本のうち七十一本を警察が紛失をしていたということが最近明らかになりました。この七十二本のうち一本から被告人と同一のDNAが検出されたというところを根拠にして被告人を有罪として、二審は死刑判決までしていたんですね。ところが、最高裁が、残りの七十一本の吸い殻も鑑定が必要だということで判決を破棄をして、弁護側が証拠開示請求をしたことによつて実はなくなつていたということが分かつたという大変なことです。

警察は、この起訴直後の二〇二〇年十二月に吸い殻を紛失をしていて、そのことを二〇二〇年一月に大阪地検に報告しております。ところが、検察は、弁護側の証拠開示請求に対してもずっとこの紛失の事実を隠したままにしております。なぜ隠していたんですか。

○国務大臣(江田五月君) この事件は、これももちろん現在公判係属中でございますから、詳細についてお答えをすることは差し控えますが、検察当局においては、一審の段階で証拠開示すべき具体的な必要性等が弁護人から明らかにされなかつたということで、吸い殻を証拠として開示しなかつたというものと承知をしております。

ただ、もちろん、それがその後、様々な経過を経て、今委員が御指摘のようななつてしまつてきています。それはそのとおりで、ただ、あくまでも具体的な事件、今生きています事件でございますので、それ以上のは差し控えます。

○井上哲士君 私は、問題なのは、捜査機関がこの収集した証拠を私物のように扱つて、自分たちに有利なものだけ使うということだと思ふんですね。この大阪の場合は、残りの七十一本は証拠品ではなくて採取物という取扱いで、いつの間にか誤つて廃棄をしてしまつたと、こういうことになつていふんです。

ですから、捜査側に有利な証拠以外は価値を認めないということをやつていた、同じことを私は検察は追認をしたと、開示の必要がないということとで追認をしたということだと思ふんですね。

今日の議論でも、大臣は証拠開示についてはこの間の法改正でうまくいっているかのように言われましたけれども、やはりこういうことが起きていふんです。やはり、きちつと全面的に開示をするということを制度化するということが必要だと思ひますけれども、最後、答弁をお願いいたします。

○国務大臣(江田五月君) 繰り返すようになりますが、この委員御指摘の事件は、これは十六年の刑事訴訟法の施行の前のことだと思ひます。十六年刑事訴訟法の施行の際に、施行といふんです。刑事訴訟法改正の際にいろいろな議論が行われましたが、全ての証拠を開示すべきだという意見もありましたが、しかし証拠にしろんなものがあるもので、そこは一定の限度で、しかし最大限の開示をして、さらに弁護側と議論になるところには裁判所が裁定という、そういう仕組みにして今日まで来ておりますし、今現に私はかなりの程度の証拠開示が行われているものと思つておりますが、もちろん、まだまだこれは、議論について御指摘ありましたら、当然、よりいいものにする検討はいたさなかりかぬものと思つております。

○委員長(浜田昌良君) 井上哲士君、おまとめください。

○井上哲士君 終わりますが、これ、最高裁判決で残りの吸い殻も鑑定が必要だということを言つてから、弁護側が証拠開示請求をするまで一年間、地検は紛失したことを更に隠していたんです。ですから、全く改善されていないということをおし上げて、終わります。

○委員長(浜田昌良君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(浜田昌良君) 情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。江田法務大臣。

○国務大臣(江田五月君) 情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

近年、コンピュータが広く社会に普及し、その機能も高性能が一層進んで複雑かつ多様な情報を処理することが可能になっていくとともに、世界的な規模のコンピュータネットワークが形成され、コンピュータとそのネットワークが極めて重要な社会的基盤となつております。このような情報技術の発展に伴い、いわゆるコンピュータウイルスによる攻撃やコンピュータネットワークを悪用した犯罪など、サイバー犯罪が多発するともに、証拠収集等の手続の面においても、コンピュータや電磁的記録の特質に応じた手続を整備する必要が生じております。加えて、サイバー犯罪は、容易に国境を越えて犯され得るものであり、国際的な対策が極めて重要となつていくところ、平成十六年四月に国会において承認されたサイバー犯罪に関する条約は、国際的に協調してサイバー犯罪に効果的に対処する上で重要な意義を有するものであります。

また、厳しい経済情勢が続く中で、暴力団等の反社会的勢力が組織的に関与する悪質かつ巧妙な強制執行妨害事犯は依然として後を絶たない状況にあるところ、強制執行手続の適正の確保を図り、権利実現の実効性をより一層高めるためには、この種の事犯に適切に対処することが必要であります。

そこで、この法律案は、このような近年におけるサイバー犯罪その他の情報処理の高度化に伴う犯罪及び強制執行を妨害する犯罪の実情に鑑み、これらの犯罪に適切に対処するとともに、サイバー犯罪に関する条約を締結するため、刑法、刑事訴訟法、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律その他の法律を改正

し、所要の法整備を行おうとするものであります。

この法律案の要点を申し上げます。

第一は、情報処理の高度化に伴う犯罪に対処するとともに、サイバー犯罪に関する条約を締結するため、実体法及び手続法の整備を行うものであります。

すなわち、実体法の整備としては、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、不正な指令を与える電磁的記録等を作成、提供する行為等を処罰する不正指令電磁的記録作成等の罪を新設するとともに、電気通信の送信によるわいせつな電磁的記録の頒布等を新たに処罰の対象とするなどしております。

また、手続法の整備としては、電子計算機の差押えに当たり、電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成、変更した又は変更、消去ができる電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから当該電磁的記録を複写することができるとすること、電磁的記録の保管者等に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録等させた上、当該記録媒体を差し押さえる記録命令付差押えを新設することなどのほか、通信履歴の電磁的記録の保全要請に関する規定や、電磁的記録の没収に関する規定等の整備を行うこととしております。

第二は、強制執行妨害行為等についての罰則の整備を行うものであります。

すなわち、現行刑法の關係罰則では処罰が困難な、封印等が不法に取り除かれた後における目的財産に対する妨害行為、目的財産の現状の改変等による妨害行為、執行官等の関係者に対して行われる妨害行為、競売開始決定前に行われる競売手続の公正を害するような行為等の強制執行を妨害する行為を新たに処罰の対象とし、その法定刑を引き上げるとともに、報酬目的で又は組織的な犯罪として行われる場合に刑を加重することとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(浜田昌良君) 以上で趣旨説明の聴取は終了いたしました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

○委員長(浜田昌良君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(浜田昌良君) 御異議ないと認めます。

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(浜田昌良君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十分散会

六月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案

(刑法の一部改正)

第一条 刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九十六条の三」を「第九十六条の六」に、「第十九章 印章偽造の罪(第六百六十四条―第六百六十八条)」を「第十九章 印章偽造の罪(第六百六十四条―第六百六十八条)」

第十九章の二 不正指令電磁的記録に関する罪(第六百六十八条の二・第六百六十八条の三)に改める。

第九十六条中「方法で」を「方法によりその封印若しくは差押えの表示に係る命令若しくは処分を」に、「二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する」を「三年以下の懲役若しくは二十五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改める。

第九十六条の二を次のように改める。

(強制執行妨害目的財産損壊等)

第九十六条の二 強制執行を妨害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知つて、第三号に規定する譲渡又は権利の設定の相手方となつた者も、同様とする。

一 強制執行を受け、若しくは受けるべき財産を隠匿し、損壊し、若しくはその譲渡を仮装し、又は債務の負担を仮装する行為

二 強制執行を受け、又は受けるべき財産について、その現状を改変して、価格を減損し、又は強制執行の費用を増大させる行為

三 金銭執行を受けるべき財産について、無償その他の不利益な条件で、譲渡をし、又は権利の設定をする行為

第九十六条の三の見出しを「(公契約関係競売等妨害)」に改め、同条第一項中「入札」の下に「で契約を締結するためのもの」を加え、「二年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する」を「三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改め、第二編第五章中同条を第九十六条の六とし、第九十六条の二の次に次の三条を加える。

(強制執行行為妨害等)

第九十六条の三 偽計又は威力を用いて、立入

り、占有者の確認その他の強制執行の行為を妨害した者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 強制執行の申立てをさせず又はその申立てを取り下げさせる目的で、申立権者又はその代理人に対して暴行又は脅迫を加えた者も、前項と同様とする。

(強制執行関係売却妨害)

第九十六条の四 偽計又は威力を用いて、強制執行において行われ、又は行われるべき売却の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(不正指令電磁的記録作成等)

第六百六十八条の二 正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、次に掲げる電磁的記録その他の記録を作成し、又は提供した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録

二 前号に掲げるもののほか、同号の不正な指令を記述した電磁的記録その他の記録

2 正当な理由がないのに、前項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供した者も、同項と同様とする。

3 前項の罪の未遂は、罰する。

(不正指令電磁的記録取得等)

第六十八條の三 正当な理由がないのに、前条第一項の目的で、同項各号に掲げる電磁的記録その他の記録を取得し、又は保管した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第七十五條中「図画」の下に、「電磁的記録に係る記録媒体」を加え、「販売し」を削り、「又は二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処する」を「若しくは二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する」に改め、同条後段を次のように改める。

電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者も、同様とする。

第七十五條に次の一項を加える。

2 有償で頒布する目的で、前項の物を所持し、又は同項の電磁的記録を保管した者も、同項と同様とする。

第二百三十四條の二に次の一項を加える。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

(刑事訴訟法の一部改正)

第二條 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第九十九條第一項の次に次の一項を加える。

差し押さえるべき物が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができるとされている電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該

電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

第九十九條の次に次の一条を加える。

第九十九條の二 裁判所は、必要があるときは、記録命令付差押え(電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。以下同じ。)をすることができ、

第六十六條中「差押又は搜索は、差押状を、差押え、記録命令付差押え又は搜索は、差押状、記録命令付差押状」に改める。

第七十七條第一項中「差押状」の下に、「記録命令付差押状」を加え、「差し押さえるべき物を、差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者」に改め、同条第二項中「前項の差押状を、第一項の差押状、記録命令付差押状」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

第九十九條第二項の規定による処分をするときは、前項の差押状に、同項に規定する事項のほか、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載しなければならない。

第八十八條第一項中「差押状」の下に、「記録命令付差押状」を加え、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「裁判所書記を、裁判所書記官に改め、同条第二項及び第四項中「差押状」の下に、「記録命令付差押状」を加える。

第九十九條中「裁判所書記は、差押状を、裁判所書記官は、差押状、記録命令付差押状」に改める。

第一百十條中「差押状」の下に、「記録命令付差押状」を加え、同条の次に次の一条を加える。

録に係る記録媒体であるときは、差押状の執行をする者は、その差押えに代えて次に掲げる処分をすることができる。公判廷で差押えをする場合も、同様である。

一 差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写し、印刷し、又は移転した上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

二 差押えを受ける者に差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写させ、印刷させ、又は移転させた上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

第一百十一條第一項中「差押状」の下に、「記録命令付差押状」を加え、「差押又は、差押え、記録命令付差押え又は」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第一百十一條の二 差し押さえるべき物が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、差押状又は搜索状の執行をする者は、処分を受ける者に対し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求めることができる。公判廷で差押え又は搜索をする場合も、同様である。

第一百十二條第一項中「差押状」の下に、「記録命令付差押状」を加え、「出入する」を「出入りする」に改め、同条第二項中「終る」を「終わる」に、「附する」を「付する」に改める。

第一百十三條第一項中「差押状」の下に、「記録命令付差押状」を加え、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「差押状」の下に、「記録命令付差押状」を加え、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第一百十四條中「差押状」の下に、「記録命令付差押状」を加え、「代るべき者」を「代わるべき者」に改める。

第一百十六條中「差押状」の下に、「記録命令付差押状」を加える。

第一百七十七條中「左の」を「次に掲げる」に改め、「差押状」の下に、「記録命令付差押状」を加え、

同条第二号中「出入する」を「出入りする」に改め、同号ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第一百十八條中「差押状」の下に、「記録命令付差押状」を加え、「終る」を「終わる」に改める。

第一百二十條中「保管者」の下に、「(第一百十條の二の規定による処分を受けた者を含む。)」を加え、「代るべき者」を「代わるべき者」に改める。

第一百二十三條第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

押取物が第一百十條の二の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえた記録媒体で留置の必要がないものである場合において、差押えを受けた者と当該記録媒体の所有者、所持者又は保管者とが異なるときは、被告事件の終結を待たないで、決定で、当該差押えを受けた者に対し、当該記録媒体を交付し、又は当該電磁的記録の複写を許さなければならない。

第一百四十二條中「第一百十二條乃至第一百十四條」を「第一百十一條の二から第一百十四條まで」に改める。

第一百五十七條の四第二項中「物をいう。以下同じ」を「ものに限る」に改める。

第一百九十七條に次の三項を加える。

檢察官、檢察事務官又は司法警察員は、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間を定めて、これを消去しないよう、書面で求めることができる。この場合において、当該電磁的記録について差押え又は記録命令付差押えをする必要がないと認めるに至つたと

きは、当該求めを取り消さなければならぬ。

前項の規定により消去しないよう求める期間については、特に必要があるときは、三十日を超えない範囲内で延長することができ、ただし、消去しないよう求める期間は、通じて六十日を超えることができない。

第二項又は第三項の規定による求めを行う場合において、必要があるときは、みだりにこれらに関する事項を漏らさないよう求めることができる。

第二百十八条第一項中「差押え」を「差押え、記録命令付差押え」に、「身体」を「身体、」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

差し押さえるべき物が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができることとされている電磁的記録を保管するために使用されていると認めに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

第二百十九条第一項中「差し押さえるべき物」を「差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者」に、「差押え」を「差押え、記録命令付差押え」に改め、同項の次に次の一項を加える。

前条第二項の場合には、同条の令状に、前項に規定する事項のほか、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載しなければならない。

第二百二十条第二項に後段として次のように加える。

第二百二十三条第三項の規定は、この場合に ついてこれを準用する。

第二百二十二条第一項中「第九十九条」を「第九十九条第一項」に、「乃至第一百五十五条」を「から第一百五十五条まで」に、「乃至第二百二十四条」を「から第二百二十四条まで」に、「乃至第二百二十四条」を「から第二百二十四条まで」に、「第二百二十四条」を「第二百二十四条の二、第二百二十四条」に、「乃至第二百四十条」を「から第二百四十条まで」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「乃至第二百二十四条」を「から第二百二十四条まで」に改め、同条第三項中「押収」を「差押え、記録命令付差押え」に改める。

第四百九十八条の次に次の一条を加える。

第四百九十八条の二 不正に作られた電磁的記録又は没収された電磁的記録に係る記録媒体を返還し、又は交付する場合には、当該電磁的記録を消去し、又は当該電磁的記録が不正に利用されないようにする処分をしなければならない。

不正に作られた電磁的記録に係る記録媒体が公務所に属する場合において、当該電磁的記録に係る記録媒体が押収されていないときは、不正に作られた部分を公務所に通知して相当な処分をさせなければならない。

第四百九十九条の次に次の一条を加える。

第四百九十九条の二 前条第一項の規定は第二百二十三条第三項の規定による交付又は複写について、前条第二項の規定は第二百二十条第二項及び第二百二十二条第一項において準用する第二百二十三条第三項の規定による交付又は複写について、それぞれ準用する。

前項において準用する前条第一項又は第二項の規定による公告をした日から六箇月以内に前項の交付又は複写の請求がないときは、その交付をし、又は複写をさせることを要しない。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第三条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律平成十一年法律第百三十六号の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第十一条第一項」を「第十八条第一項」に、「第十四条第一項第七号」を「第二十一条第二項第六号」に、「当該罪」を「当該罪」に改める。

第三条第一項中第十一号を第十五号とし、第八号から第十号までを四号ずつ繰り下げ、同項第七号中「信用毀損」を「信用毀損」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第六号を第十号とし、第二号から第五号までを四号ずつ繰り下げ、同項第一号中「(明治四十年法律第四十五号)」を削り、「常習賭博」を「常習賭博」に改め、同号を同項第五号とし、同号の前に次の四号を加える。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十六条封印等破壊の罪 五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又はこれらの併科

二 刑法第九十六条の二強制執行妨害目的財産損壊等の罪 五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又はこれらの併科

三 刑法第九十六条の三強制執行行為妨害等の罪 五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又はこれらの併科

四 刑法第九十六条の四強制執行関係売却妨害の罪 五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又はこれらの併科

第三条第二項中「第一号、第二号及び第九号」を「第五号、第六号及び第十三号」に改める。

第四条中「前条第一項第七号、第九号、第十号」を「前条第一項第七号、第九号、第十号」に、「第九号及び第十号」を「第十三号及び第十四号」に改める。

第五条中「第三条第二項第六号」を「第三条第一項第十号」に改める。

第十三条第二項を次のように改める。

2 前項各号に掲げる財産が犯罪被害財産(次

に掲げる罪の犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産又は当該財産の保有若しくは処分に基づき得た財産をいう。以下同じ。)であるときは、これを没収することができない。同項各号に掲げる財産の一部が犯罪被害財産である場合において、当該部分についても、同様とする。

一 財産に対する罪

二 刑法第二百二十五条の二第二項の罪に係る第三条(組織的な拐取者身の代金取得等)の罪

三 刑法第二百二十五条の二第二項(拐取者身の代金取得等)又は第二百二十七条第四項後段(收受者身の代金取得等)の罪

四 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)第五条第一項後段(高金利の受領)、第二項後段(業として行う高金利の受領)若しくは第三項後段(業として行う著しい高金利の受領)、第五号の二第一項後段(高保証料の受領)若しくは第五号の三第一項後段(保証料がある場合の高金利の受領)、第二項後段(保証料があり、かつ、変動利率による利息の定めがある場合の高金利の受領)若しくは第三項後段(根保証がある場合の高金利の受領)の罪、同法第五条第一項後段若しくは第二項後段、第五条の二第一項後段若しくは第二項後段若しくは第三項後段の違反行為に係る同法第八条第一項(高金利の受領等の脱法行為)の罪、同法第五条第三項後段の違反行為に係る同法第八条第二項(業として行う著しい高金利の受領の脱法行為)の罪又は同法第一条若しくは第二条第一項の違反行為に係る同法第八条第三項(元本を保証して行う出資金の受入れ等)の罪

五 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(平成二十一年法律第五十五号)

第二条第四号に係る海賊行為に係る同法第三条第一項(人質強要に係る海賊行為)又は第四条(人質強要に係る海賊行為致死傷)の罪

六 別表第四十一号、第五十二号、第六十五号、第七十一号、第七十六号又は第七十八号に掲げる罪

第七十一条第一項を次のように改める。

檢察官は、この章の規定による没収保全若しくは追徴保全の請求又は没収保全命令若しくは追徴保全命令の執行に關して必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。

一 関係人の出頭を求めてこれを取り調べること。

二 鑑定を囑託すること。

三 実況見分をすること。

四 書類その他の物の所有者、所持者又は保管者にその物の提出を求めること。

五 公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めること。

六 電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間(延長する場合に、通じて六十日を超えない期間)を定めて、これを消去しないよう、書面で求めること。

七 裁判官の発する令状により、差押え、記録命令付差押え、搜索又は検証をすること。

別表を次のように改める。

別表(第二条、第十三条、第二十二号、第四十二号、第五十九号関係)

一 第三条(組織的な殺人等)、第四条(未遂

罪)若しくは第六条第一項第一号(組織的な殺人の予備)の罪、同号に掲げる罪に係る同条第二項(団体の不正権益に係る殺人の予備)の罪又は第十条第一項(犯罪収益等隠匿)若しくは第二項(未遂罪)の罪

二イ 刑法第九十六条の五(加重封印等破棄等)の罪

ロ 刑法第八十八条(現住建造物等放火)、第九十条第一項(非現住建造物等放火)若しくは第九十条第二項(建造物等以外放火)の罪、同法第九十五条の規定により同法第九十条第一項若しくは第九十条第二項の例により処断すべき罪又はこれらの罪(同法第九十条第一項の罪及び同項の例により処断すべき罪を除く。)の未遂罪

ハ 刑法第三百三十七条(あへん煙吸食器具輸入等)若しくは第三百三十九条第二項(あへん煙吸食のための場所提供)の罪又はこれらの罪の未遂罪

ニ 刑法第四百八条(通貨偽造及び行使等)若しくは第四百九条(外国通貨偽造及び行使等)の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は同法第五百三十三条(通貨偽造等準備)の罪

ホ 刑法第五百五十五条第一項(有印公文書偽造)若しくは第二項(有印公文書変造)の罪、これらの規定の例により処断すべき罪、同法第五百五十七條第一項(公正証書原本不実記載)の罪若しくはその未遂罪若しくはこれらの罪(同法第五百五十七條第一項の罪の未遂罪を除く。)に係る同法第五百五十八條(偽造公文書行使等)の罪、同法第五百五十九條第一項(有印私文書偽造)若しくは第二項(有印私文書変造)の罪若しくはこれらの罪に係る同法第六百六十一條(偽造私文書等行使)の罪又は同法第六百六十一條の二(電磁的記録不正作出及び供用)の罪

ヘ 刑法第六百六十二條(有価証券偽造等)又は第六百六十三條(偽造有価証券行使等)の罪

は第六百六十三條(偽造有価証券行使等)の罪

ト 刑法第六百六十三條の二から第六百六十三條の五まで(支払用カード電磁的記録不正作出等、不正電磁的記録カード所持、支払用カード電磁的記録不正作出準備、未遂罪)の罪

チ 刑法第七十五條(わいせつ物頒布等)の罪

リ 刑法第八十六條(常習賭博及び賭博場開張等図利)の罪

ヌ 刑法第九十七條から第九十九條の四まで(収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あつせん収賄)の罪

ル 刑法第九十九條(殺人)の罪又はその未遂罪

ヲ 刑法第二百四條(傷害)又は第二百五條(傷害致死)の罪

ワ 刑法第二百二十條(逮捕及び監禁)又は第二百二十一條(逮捕等致死傷)の罪

カ 刑法第二百二十四條から第二百二十八條まで(未成年者略取及び誘拐、営利目的略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等、未遂罪)の罪

ヨ 刑法第二百三十五條から第二百三十六條まで(窃盜、不動産侵奪、強盜、第二百三十八條から第二百四十一條まで(事後強盜、昏醉強盜、強盜致死傷、強盜強姦及び同致死)又は第二百四十三條(未遂罪)の罪

タ 刑法第二百四十六條から第二百五十條まで(詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、未遂罪)の罪

レ 刑法第二百五十三條(業務上横領)の罪

ソ 刑法第二百五十六條第二項(盜品有償譲受け等)の罪

ツ 刑法第二百六十條(建造物等損壊及び同致死傷)の罪又は同条の例により処断すべき罪

三 爆発物取締罰則(明治十七年太政官布告第三十二号)第一条から第六条まで(爆発物の使用、製造等)の罪

四 外国において流通する貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及び模造に關する法律(明治三十八年法律第六十六号)第一条(偽造等)、第二条(偽造外国流通貨幣等の輸入)、第三条第一項(偽造外国流通貨幣等の行使等)若しくは第四条(偽造等準備)の罪又はこれらの罪の未遂罪

五 印紙犯罪処罰法(明治四十二年法律第三十九号)第一条(偽造等)又は第二条(偽造印紙等の使用等)の罪

六 暴力行為等処罰に關する法律(大正十五年法律第六十号)第一条ノ二第一項(加重傷害)若しくは第二項(未遂罪)又は第一条ノ三(常習傷害等)の罪

七 盜犯等の防止及び処分に關する法律(昭和五年法律第九号)第二条から第四条まで(常習特殊強盜、常習累犯強盜、常習強盜致傷等)の罪

八 金融機關の信託業務の兼営等に關する法律(昭和十八年法律第四十三号)第十八條第二号(損失補填に係る利益の收受等)の罪

九 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第九十九條の六第一号(損失補填に係る利益の收受等)の罪

十 職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第六十三條(暴行等による職業紹介等)の罪

十一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六十條第一項(児童淫行)の罪

十二 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)第八十五條第一項(切手類の偽造等)の罪又はその未遂罪

十三 金融商品取引法(昭和二十三年法律第

二十五号)第百九十七条(虚偽有価証券届出書等の提出等)、第百九十七条の二第二十一号から第十三号まで(内部者取引等)又は第二百条第十四号(損失補填に係る利益の收受等)の罪

十四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第四十九条第一号(無許可営業)の罪

二十五 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六十九条の六(国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる無許可取引等)の罪

三十二 覚せい剤取締法第四十一条の三(覚醒剤の使用、覚醒剤原料の輸入等)、第四十一条の四(管理外覚醒剤の施用等)、第四十一条の七(覚醒剤原料の輸入等の予備)、第四十一条の十(覚醒剤原料の輸入等に係る資金等の提供等)又は第四十一条の十三(覚醒剤原料の譲渡)と譲受けとの周旋)の罪

三十九 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条(高金利等)、第五条の二第一項(高保証料)、第五条の三(保証料がある場合の高金利等)若しくは第八条第一項(高金利等の脱法行為)若しくは第二項(業として行う著しい高金利の脱法行為)の罪又は同法第一条若しくは第二条第一項の違反行為に係る同法第八条第三項(元本を保証して行う出資金の受入れ等)の罪

十六 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第百十一条(暴行等による職業紹介等)の罪

二十六 小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)第六十一条(無資格小型自動車競走等)又は第六十五条後段(加重取締)の罪

三十三 出入国管理及び難民認定法(昭和十六年政令第三百十九号)第七十三条の二第一項(不法就労助長)、第七十三条の三(在留カード偽造等)、第七十三条の四(偽造在留カード等所持)、第七十三条の五(在留カード偽造等準備)、第七十四条(集団密航者を不法入国させる行為等)、第七十四条の二(集団密航者の輸送)、第七十四条の四(集団密航者の收受等)若しくは第七十四条の六(不法入国等援助等)の罪又は同法第七十四条の八第二項(営利目的の不法入国者等の蔵匿等)の罪若しくはその未遂罪

四十 日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)第三十七条第一項後段(加重取締)の罪

十七 競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)第三十条(無資格競馬等)又は第三十二条の二後段(加重取締)の罪

二十七 商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第三百六十三条第九号(損失補填に係る利益の收受等)の罪

三十四 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第二十五条の二の二(損失補填に係る利益の收受等)の罪

四十一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二十九条(不正の手段による補助金等の受交付等)の罪

十八 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第九十八条の四(損失補填に係る利益の收受等)の罪

二十八 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第二百三十三号)第三条の違反行為に係る同法第二十四条第一号(無登録販売等)の罪又は同法第二十四条の二第一号(興奮等の作用を有する毒物等の販売等)の罪

三十五 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第六十四条の三(ジアセチルモルヒネ等の施用等)又は第六十六条の二(麻薬の施用等)の罪

四十二 売春防止法第六條第一項(周旋)、第七條(困惑等による売春)、第八條第一項(対償の收受等)、第十條(売春をさせる契約)、第十一條第二項(業として行う場所の提供)、第十二條(売春をさせる業)又は第十三條(資金等の提供)の罪

十九 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七十一条の七から第七十一条の十まで(役員の特別背任、代表社会医療法人債権者等の特別背任、未遂罪、虚偽文書行使等)又は第七十一条の十二第一項(社会医療法人債権者の権利の行使に関する取締)の罪

二十九 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二百二十八条(執行役員等の特別背任)、第二百二十八条の二(代表投資法人債権者等の特別背任)、第二百三十条(虚偽文書行使等)、第二百三十四条第一項(投資主等の権利の行使に関する取締)、第二百三十六條第二項(投資主の権利の行使に関する利益の受供与若しくは第四項(投資主の権利の行使に関する利益の受供与等)についての威迫行為)又は第二百四十三条第二号(損失補填に係る利益の收受等)の罪

三十六 武器等製造法(昭和二十八年法律第百四十五号)第三十一条(銃砲の無許可製造)、第三十一条の二(銃砲の無許可製造)若しくは第三十一条の三第一号(銃砲及び銃砲弾以外の武器の無許可製造)の罪又は銃砲の製造に係る同法第四号(銃砲の無許可製造)の罪

四十三 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条から第三十一条の四まで(拳銃等の発射、輸入、所持、譲渡し等)、第三十一条の七から第三十一条の九まで(拳銃銃包の輸入、所持、譲渡し等)、第三十一条の十から第三十一条の十三まで(銃砲の所持等、拳銃等の輸入の予備、拳銃等の輸入に係る資金等の提供)、第三十一条の十五(拳銃等の譲渡しと譲受けの周旋等)、第三十一条の十六第一項第一号(拳銃等及び銃銃以外の銃砲等の所持)、第二号(拳銃部品の所持)若しくは第三号(拳銃部品の譲渡し等)若しくは第二項(未遂罪)、第三十一条

二十 自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)第五十六条(無資格自転車競走等)又は第六十条後段(加重取締)の罪

三十 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第九十条の四の二(損失補填に係る利益の收受等)の罪

三十七 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第一百条の四の二(損失補填に係る利益の收受等)の罪

四十四 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第百八条の四から第百九条の二まで(輸

二十一 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第百二十九条の三第一号(損失補填に係る利益の收受等)の罪

三十一 モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)第六十五条(無資格モーターボート競走等)又は第七十二条後段(加重取締)の罪

三十八 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第百八条の四から第百九条の二まで(輸

二十二 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第百十二条の三(損失補填に係る利益の收受等)の罪

三十二 覚せい剤取締法第四十一条の三(覚醒剤の使用、覚醒剤原料の輸入等)、第四十一条の四(管理外覚醒剤の施用等)、第四十一条の七(覚醒剤原料の輸入等の予備)、第四十一条の十(覚醒剤原料の輸入等に係る資金等の提供等)又は第四十一条の十三(覚醒剤原料の譲渡)と譲受けとの周旋)の罪

三十九 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条(高金利等)、第五条の二第一項(高保証料)、第五条の三(保証料がある場合の高金利等)若しくは第八条第一項(高金利等の脱法行為)若しくは第二項(業として行う著しい高金利の脱法行為)の罪又は同法第一条若しくは第二条第一項の違反行為に係る同法第八条第三項(元本を保証して行う出資金の受入れ等)の罪

四十 日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)第三十七条第一項後段(加重取締)の罪

二十三 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第十条の二の二(損失補填に係る利益の收受等)の罪

三十三 出入国管理及び難民認定法(昭和十六年政令第三百十九号)第七十三条の二第一項(不法就労助長)、第七十三条の三(在留カード偽造等)、第七十三条の四(偽造在留カード等所持)、第七十三条の五(在留カード偽造等準備)、第七十四条(集団密航者を不法入国させる行為等)、第七十四条の二(集団密航者の輸送)、第七十四条の四(集団密航者の收受等)若しくは第七十四条の六(不法入国等援助等)の罪又は同法第七十四条の八第二項(営利目的の不法入国者等の蔵匿等)の罪若しくはその未遂罪

三十五 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第六十四条の三(ジアセチルモルヒネ等の施用等)又は第六十六条の二(麻薬の施用等)の罪

四十二 売春防止法第六條第一項(周旋)、第七條(困惑等による売春)、第八條第一項(対償の收受等)、第十條(売春をさせる契約)、第十一條第二項(業として行う場所の提供)、第十二條(売春をさせる業)又は第十三條(資金等の提供)の罪

二十四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第四十九条第一号(無許可営業)の罪

二十五 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六十九条の六(国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる無許可取引等)の罪

三十二 覚せい剤取締法第四十一条の三(覚醒剤の使用、覚醒剤原料の輸入等)、第四十一条の四(管理外覚醒剤の施用等)、第四十一条の七(覚醒剤原料の輸入等の予備)、第四十一条の十(覚醒剤原料の輸入等に係る資金等の提供等)又は第四十一条の十三(覚醒剤原料の譲渡)と譲受けとの周旋)の罪

三十九 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条(高金利等)、第五条の二第一項(高保証料)、第五条の三(保証料がある場合の高金利等)若しくは第八条第一項(高金利等の脱法行為)若しくは第二項(業として行う著しい高金利の脱法行為)の罪又は同法第一条若しくは第二条第一項の違反行為に係る同法第八条第三項(元本を保証して行う出資金の受入れ等)の罪

二十五号)第百九十七条(虚偽有価証券届出書等の提出等)、第百九十七条の二第二十一号から第十三号まで(内部者取引等)又は第二百条第十四号(損失補填に係る利益の收受等)の罪

二十六 小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)第六十一条(無資格小型自動車競走等)又は第六十五条後段(加重取締)の罪

三十三 出入国管理及び難民認定法(昭和十六年政令第三百十九号)第七十三条の二第一項(不法就労助長)、第七十三条の三(在留カード偽造等)、第七十三条の四(偽造在留カード等所持)、第七十三条の五(在留カード偽造等準備)、第七十四条(集団密航者を不法入国させる行為等)、第七十四条の二(集団密航者の輸送)、第七十四条の四(集団密航者の收受等)若しくは第七十四条の六(不法入国等援助等)の罪又は同法第七十四条の八第二項(営利目的の不法入国者等の蔵匿等)の罪若しくはその未遂罪

四十 日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)第三十七条第一項後段(加重取締)の罪

の十七(拳銃等としての物品の輸入等)、第三十一条の十八第一号(拳銃実包の譲渡しと譲受けの周旋)又は第三十二条第一号(拳銃部品の譲渡しと譲受けの周旋等)の罪 四十四 特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)第九十六条又は第九十六条の二(特許権等の侵害)の罪 四十五 商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第七十八条又は第七十八条の二(商標権等の侵害)の罪 四十六 薬事法(昭和三十五年法律第四百四十五号)第八十三条の九(業として行う指定薬物の製造等)又は第八十四条第五号(業として行う医薬品の販売等)の罪 四十七 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第七十一条(設立委員の特別背任)又は第七十三条第一項(株主等の権利の行使に関する取賄)の罪 四十八 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第九十九条(著作権等の侵害等)の罪 四十九 航空機の強取等の処罰に関する法律(昭和四十五年法律第六十八号)第一条(航空機の強取等)、第二条(航空機強取等致死)又は第四条(航空機の運航阻害)の罪 五十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第二十五条第一項第一号(無許可廃棄物処理業)、第七号(名義貸し)、第八号(廃棄物処理施設の無許可設置)、第十三号(産業廃棄物の処理の受託)若しくは第十四号(不法投棄)の罪又は同号に掲げる罪に係る同条第二項(不法投棄の罪に係る未遂罪)の罪 五十一 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(昭和四十九年法律第八十七号)第一条から第五条まで(航空危険、航行中の航空機の墜落させる行為等、業務中の航空機の破壊等、業務中の航空機内への爆発物等の持込み、未遂罪)の罪	五十二 人質による強要行為等の処罰に関する法律(昭和五十三年法律第四十八号)第一条から第四条まで(人質による強要等、加重人質強要、人質殺害)の罪 五十三 無限連鎖講の防止に関する法律(昭和五十三年法律第一百一号)第五条(開設等)の罪 五十四 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第六十一条第一号(無免許営業)又は第六十三条の二の二(損失補填に係る利益の收受等)の罪 五十五 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(昭和五十七年法律第六十一号)第九条(生物兵器等の使用等)又は第十条(生物兵器等の製造等)の罪 五十六 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第四十七条第二号(無登録営業)の罪 五十七 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第五十八条(有害業務目的労働者派遣)の罪又は同法第四条第一項に係る同法第五十九条第一号(禁止業務)についての労働者派遣事業の罪 五十八 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第二十六条から第二十八条まで(特別永住者証明書偽造等、偽造特別永住者証明書所持、特別永住者証明書偽造等準備)の罪 五十九 麻薬特例法第六十一条(薬物犯罪収益等隠匿)又は第二項(未遂罪)の罪 六十 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第五十七条(虚偽文書行使等)の罪 六十一 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第五十三条第五号(損失補填	に係る利益の收受等)の罪 六十二 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)第三十八条から第四十条まで(化学兵器の使用、製造等)の罪 六十三 サリン等による人身被害の防止に関する法律第五条(発散)又は第六条第一項から第三項まで(製造等)の罪 六十四 保険業法(平成七年法律第五十五号)第三百七条の二第二号(損失補填に係る利益の收受等)、第三百二十二条(取締役等の特別背任)、第三百二十三号(代表社員等の特任背任)、第三百二十五条(虚偽文書行使等)、第三百二十九条第一項(社員等の権利の行使に関する取賄)又は第三百三十一条第二項(株主等の権利の行使に関する利益の受供与)若しくは第四項(株主等の権利の行使に関する利益の受供与等)の威迫行為)の罪 六十五 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第五百四十九条(詐欺更生)の罪 六十六 臓器の移植に関する法律(平成九年法律第一百四十四号)第二十条第一項(臓器売買等)の罪 六十七 スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成十年法律第六十三号)第三十二条(無資格スポーツ振興投票)又は第三十七条(後段)加重取賄)の罪 六十八 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十五号)第二百九十七条第一号(損失補填に係る利益の收受等)、第三百二条(取締役等の特別背任)、第三百三条(代表社員等の特任背任)、第三百九条(虚偽文書行使等)、第三百九条第一項(社員等の権利の行使に関する取賄)又は第三百九条第三項(社員等の権利の行使に関する利益の受供与)若しくは第六項(社員等の権利の行使に関する利益の受供与等)につ	いての威迫行為)の罪 六十九 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四十四号)第六十七条(二種病原体等の発散)、第六十八条第一項から第三項まで(一種病原体等の輸入)、第六十九条(二種病原体等の所持等)又は第七十条(二種病原体等の輸入)の罪 七十 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第五条(児童買春周旋)、第六条第二項(業として行う児童買春勧誘)、第七条第四項から第六項まで(児童ポルノ等の不特定又は多数の者に対する提供等)又は第八条(児童買春等目的の人身売買等)の罪 七十一 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二百五十五号(詐欺再生)の罪 七十二 ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成十二年法律第四百四十六号)第十六条(人クローン胚等の人又は動物の胎内への移植)の罪 七十三 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百八十八条第一項(加入者の権利の行使に関する取賄)の罪 七十四 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十九号)第九十九条の二の二(損失補填に係る利益の收受等)の罪 七十五 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律第二条(資金提供)又は第三条(資金収集)の罪 七十六 会社更生法(平成十四年法律第五百十四号)第二百六十六号(詐欺更生)の罪 七十七 仲裁法(平成十五年法律第三十八号)第五十条から第五十二条まで(取賄、受託取賄及び事前取賄、第三者供賄、加重取賄及び事後取賄)の罪 七十八 破産法(平成十六年法律第七十五号)
---	--	---	---

第二百六十五条(詐欺破産)の罪

七十九 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第九十四条第七号(損失補填に係る利益の收受等)の罪

八十 会社法第九百六十条から第九百六十二条まで(特別背任、未遂罪)、第九百六十四条(虚偽文書行使等)、第九百六十八条第一項(株主等の権利の行使に関する取崩)又は第九百七十条第二項(株主の権利の行使に関する利益の受供与)若しくは第四項(株主の権利の行使に関する利益の受供与等)についての威迫行為)の罪

八十一 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第三百三十四条(理事等の特別背任)の罪

八十二 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(平成十九年法律第三十八号)第三条から第七条まで(放射線の発散等、原子核分裂等装置の製造、原子核分裂等装置の所持等、放射性物質等の使用の告知による脅迫、特定核燃料物質の窃取等の告知による強要)の罪

八十三 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第七十三条第一項第二号(損失補填に係る利益の收受等)の罪

八十四 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律第三条第一項から第三項まで(船舶の強取等)又は第四条(船舶強取等致死傷)の罪

(刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法の一部改正)

第四条 刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十八年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

(適用対象)

第一条の二 この法律の適用については、被告人以外の者に帰属する電磁的記録は、その者

の所有に属するものとみなす。

第二条第二項中「わからない」を「分からない」に、「官報及び新聞紙に掲載し、かつ、検察庁の掲示場に十四日間掲示して」を「政令で定める方法によつて」に改め、ただし書を削る。

(国際捜査共助等に関する法律の一部改正)

第五条 国際捜査共助等に関する法律(昭和五十五年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項を次のように改める。

検察官又は司法警察員は、共助に必要な証拠の収集に関し、次に掲げる処分をすることができる。

一 関係人の出頭を求めてこれを取り調べる

二 鑑定を嘱託すること。

三 実況見分をすること。

四 書類その他の物の所有者、所持者又は保管者にその物の提出を求めること。

五 公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めること。

六 電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間(延長する場合に、これを消去しないよう、書面で求めること。

第八条第二項中「差押え」の下に、「記録命令付差押え」を加える。

(不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部改正)

第六条 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第八条中「二」を「いずれかに」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項第一号の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四条の二の例に従う。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定、第三条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「組織的犯罪処罰法」という。)第七十一条第一項の改正規定、第四条及び第五条の規定並びに附則第十条から第十二条まで及び第十六条の規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 第六条の規定、サイバー犯罪に関する条約が日本国について効力を生ずる日

三 附則第五十八条の規定、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号。同条及び附則第五十九条において「児童買春等処罰法一部改正法」という。)の公布の日又はこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)のいずれか遅い日

四 附則第六十条の規定、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号。同条及び附則第六十一条において「労働者派遣法等一部改正法」という。)の公布の日又は施行日のいずれか遅い日

五 附則第六十二条の規定、不正競争防止法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号。同条及び附則第六十三条において「不正競争防止法一部改正法」という。)の公布の日又は施行日のいずれか遅い日

(経過措置)

第二条 組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条及び第十一号の規定は、施行日前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した次に掲げる罪の犯罪行為(日本国外で行われた行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとみなせばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む)により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に関する施行日以後にした行為に対しても、適用する。この場合において、これらの財産は、第三条の規定による改正後の組織的犯罪処罰法(以下「新組織的犯罪処罰法」という。)第二条第二項第一号の犯罪収益とみなす。

一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第四十九条第一号(無許可営業)の罪

二 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第九十八条の四(損失補填に係る利益の收受等)の罪

三 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二百四十三条第二号(損失補填に係る利益の收受等)の罪

四 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第七十三条第一項(株主等の権利の行使に関する取崩)の罪

五 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第六十一条第一号(無免許営業)の罪

六 保険業法(平成七年法律第百五号)第三百二十九条第一項(社員等の権利の行使に関する取崩)又は第三百三十一条第二項(株主等の権利の行使に関する利益の受供与)若しくは第四項(株主等の権利の行使に関する利益の受供与等)についての威迫行為)の罪

七 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二百九十七号第一号(損失補填に係る利益の收受等)の罪

第三条 新組織的犯罪処罰法の規定の適用については、次に掲げる罪は、新組織的犯罪処罰法第

十三条第二項各号に掲げる罪とみなす。

一 破産法(平成十六年法律第七十五号)附則第六条前段の規定によりなお従前の例によることとされている場合における同法附則第二条の規定による廃止前の破産法(大正十一年法律第七十一号)第三百七十四条(詐欺破産)の罪、同条の例により処断すべき罪及び同法第三百七十八条(第三者の詐欺破産)の罪

二 破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十六年法律第七十六号)以下この条において「破産法整備法」という。附則第十二条第一項前段の規定によりなお従前の例によることとされている場合における破産法整備法第四条の規定による改正前の金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第五百三十九条第一項(協同組織金融機関の理事等の詐欺更生)及び第二項(相互公社の取締役等の詐欺更生)並びに第五百四十条第一項(協同組織金融機関に関する第三者の詐欺更生)及び第二項(相互公社に関する第三者の詐欺更生)の罪

三 破産法整備法附則第十二条第一項前段の規定によりなお従前の例によることとされている場合における破産法整備法第一条の規定による改正前の民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二百四十六条(詐欺再生)及び第二百四十七条(第三者の詐欺再生)の罪

四 破産法整備法附則第十二条第一項前段の規定によりなお従前の例によることとされている場合における破産法整備法第二条の規定による改正前の会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第二百五十五条(詐欺更生)及び第二百五十六条(第三者の詐欺更生)の罪

運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律(平成十五年法律第八十二号)第二号及び附則第二十条において「職業安定法等一部改正法」という。附則第十二条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第三号及び附則第三十五条において「一般社団法人・財団法人法等整備法」という。第四百五十七号又は証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第六十六号)第四号及び附則第三十八号において「証券取引法等一部改正法整備法」という。第二百七十七号の規定により適用されることとなる罰則の規定を除く。の適用については、次に掲げる罪は、新組織的犯罪処罰法別表に掲げる罪とみなす。

一 特定資産流動化法等一部改正法附則第六十五条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における特定資産流動化法等一部改正法第二条の規定による改正前の証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二百二十八条、第二百三十条、第二百三十五条第一項並びに第二百三十六条第二項及び第四項の罪

二 職業安定法等一部改正法附則第十二条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における職業安定法等一部改正法第二条の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)附則第六項の罪

三 一般社団法人・財団法人法等整備法第四百五十七号の規定によりなお従前の例によることとされている場合における一般社団法人・財団法人法等整備法第一条の規定による廃止前の中間法人法(平成十三年法律第四十九号)第五百五十七号の罪

四 証券取引法等一部改正法整備法第二百七十七号の規定によりなお従前の例によることとされている場合における証券取引法等一部改正法整備法第一条の規定による廃止前の金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第四百八条の罪

第五条 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)以下この条及び附則第五十七号において「入管法等一部改正法」という。の施行の日が施行日後となる場合には、入管法等一部改正法の施行の日の前日までの間における新組織的犯罪処罰法別表第三十三号及び第五十八号の規定の適用については、同表第三十三号中「第七十三号の二(在留カード偽造等)」、第七十三号の四(偽造在留カード等所持)」、第七十三号の五(在留カード偽造等準備)とあるのは「第七十三号の二(不法就労助長)」と、同表第五十八号中「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第二十六条から第二十八条まで(特別永住者証明書偽造等、偽造特別永住者証明書所持、特別永住者証明書偽造等準備)の罪」とあるのは「削除」とする。

第六条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における刑事訴訟法第百五十七号の四第二項の規定の適用については、同項中「以下同じ」とあるのは、「第三百十六号の十四第二号を除き、以下同じ」とする。

第七条 第六条の規定による改正後の不正アクセス行為の禁止等に関する法律第八條第二項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に日本国について効力を生ずる条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされている罪に限り、適用する。

九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正

第四号第一項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号第八「第一号又は第二号」を「第五号又は第六号」に改め、同項第四号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法の一部改正)

第十三条の見出し中「差押」を「差押え」に改め、同条中「基いて」を「基づいて」に、「差押(差押状の執行を含む)」を「差押え(差押状の執行を含む)」に改め、同条中「記録命令付差押え(記録命令付差押状の執行を含む)」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

(日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法の一部改正)

第十一条 日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法(昭和二十八年法律第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「差押」を「差押え」に改め、同条中「基いて」を「基づいて」に、「差押(差押状の執行を含む)」を「差押え(差押状の執行を含む)」に改め、同条中「記録命令付差押え(記録命令付差押状の執行を含む)」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する

る協定の実施に伴う刑事特別法の一部改正)

第十二条 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十九年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「差押」を「差押え」に改め、同条中「基いて」を「基づいて」に、「差押(差押状の執行を含む。)」を「差押え(差押状の執行を含む。)、記録命令付差押え(記録命令付差押状の執行を含む。)」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正)

第十三条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号ハ中「禁錮」を「禁錮」に、「同項第七号」を「同項第十一号」に、「同条第一項第七号」を「同条第一項第十一号」に改める。

(民事執行法の一部改正)

第十四条 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第三号中「第九十六条の三」を「第九十六条の五」に改め、「第百九十八条」の下に「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)第三号第一項第一号から第四号までに係る部分に限る。」を加える。

(国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の一部改正)

第十五条 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「前条第一項各号」の下に「又は第四項各号」を、「第十一条第一項各号」の下に「又は第三項各号」を加える。

(財務省設置法の一部改正)

第十六条 財務省設置法(平成十一年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項ただし書中「差押え」の下に「記録命令付差押え」を、「同法」の下に「第百九十七条第三項の規定による求め並びに同法」を加える。

(犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部改正)

第十七条 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成十一年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第九号中「第三条第一項第三号」を「第三条第一項第七号」に改める。

(特定資産流動化法等の一部改正法の一部改正)

第十八条 特定資産流動化法等の一部改正法の一部を次のように改正する。

附則第六十六条を次のように改める。

第六十六条 削除

(証券取引法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十九条 証券取引法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号を削る。

附則第二条中「施行日」を「この法律の施行の日(以下「施行日」という。)」に改める。

附則第二十九条及び第三十条を次のように改める。

第二十九条及び第三十条 削除

(職業安定法等の一部改正法の一部改正)

第二十条 職業安定法等の一部改正法の一部を次のように改正する。

附則第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

改正する法律の一部改正)

第二十一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成十五年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号を削る。

附則第四条中「及び附則第十八条」を削る。

附則第十七条及び第十八条を次のように改める。

第十七条及び第十八条 削除

(貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十二條 貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律(平成十五年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号を次のように改める。

二 削除

附則第九条を次のように改める。

附則第十条 削除

附則第十條中「前条」を「第八条」に改める。

附則第十八条を削る。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十三条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号を次のように改める。

二 削除

附則第三条中「並びに附則第七条及び第八条」を削る。

附則第六条から第八条までを削る。

(刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十四条 刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

附則第六条を次のように改める。

第六条 削除

(海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十五条 海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

(株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十六条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

附則第百二十四条を次のように改める。

第百二十四条 削除

(児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十七条 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書を削る。

附則第三条及び第四条を削る。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十八条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律(平成十七年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四条を次のように改める。

第四条 削除

(旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十九条 旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

附則第一条第二号を次のように改める。

二 削除

附則第八条を次のように改める。

第八条 削除

(刑法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十条 刑法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四条のうち組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第二条第二項第一号イの改正規定、同法別表第一第四号二中「ト」を「ル」に改め、同号ト中「ヘ」を「ヌ」に改め、同号中トを「ル」とし、「ヘ」を「ヌ」とし、「ホ」を「ト」とし、次のトからリまでを加える改正規定、同表第四号ニの次にホを加える改正規定、同表第六号第十号とし、第五号を第六号とし、同号の次に三号を加える改正規定、同表第四号の次に一号を加える改正規定及び同法別表第二第八号の改正規定を削る。

附則第一条第四号を次のように改める。

四 削除

附則第三条を次のように改める。

第三条 削除

附則第五条を次のように改める。

第五条 削除

附則第九条を次のように改める。

第九条 削除

(不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十一条 不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書を削る。

附則第三条及び第四条を次のように改める。

第三条及び第四条 削除

附則第五条中「前三条」を「附則第一条」に改める。

附則第六条中「平成五年旧実用新案法」を「特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号)附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の実用新案法」に改める。

附則第十三条及び第十四条を削る。

(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第三十二条 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第四百四十四条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律別表第二第二号、第三号、第十四号から第十六号まで及び第二十号の改正規定並びに同表に一号を加える改正規定を削る。

第四百四十五条第二項を削る。

附則第三号を削る。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三十三条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項を削る。

(関税定率法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十四条 関税定率法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

附則第五条を次のように改める。

第五条 削除

(一般社団・財団法人法等整備法の一部改正)

第三十五条 一般社団・財団法人法等整備法の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

(意匠法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十六条 意匠法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号を削る。

附則第二条第三項中「一部施行日以後」を「前条第二号に定める日(以下「一部施行日」という。))以後に改める。

附則第九条及び第十条を次のように改める。

附則第十二条中「平成五年旧実用新案法」を「特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号)附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の実用新案法(以下「平成五年旧実用新案法」という。))に改める。

附則第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

(証券取引法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十七条 証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号を次のように改める。

二 削除

附則第三条から第六条までを次のように改める。

第三条から第六条まで 削除

(証券取引法等一部改正法整備法の一部改正)

第三十八条 証券取引法等一部改正法整備法の一部を次のように改正する。

附則第七十八号及び第七十九号を次のように改める。

附則第七十八号及び第七十九号 削除

附則第七十八号及び第七十九号を次のように改める。

附則第七十八号及び第七十九号 削除

(薬事法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十九条 薬事法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二条を次のように改める。

第二十二号 削除

(良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十条 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第四十一条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

附則第三条中「新組織的な犯罪処罰法」を「この法律による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」に改める。

(犯罪被害財産等に関する被害回復給付金の支給に関する法律の一部改正)

第四十二条 犯罪被害財産等に関する被害回復給付金の支給に関する法律(平成十八年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十三条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

附則第十条を次のように改める。

第十条 削除

(貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十四条 貸金業の規制等に関する法律等の一

部を改正する法律(平成十八年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。
附則第一条第五号及び第六号を削る。
附則第二十九号を次のように改める。
第二十九号 削除
附則第五十五号及び第五十六号を次のように改める。
第五十五号及び第五十六号 削除
(モーターボート競走法の一部を改正する法律の一部改正)
第四十五号 モーターボート競走法の一部を改正する法律(平成十九年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。
附則第十六号を次のように改める。
第十六号 削除

(犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正)
第四十六号 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第百二十二号。次条第二項において「犯罪収益移転防止法」という。)の一部を次のように改正する。
附則第一条第五号を削る。
附則第二十一号を次のように改める。
第二十一号 削除
(調整規定)
第四十七号 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第百一十号)の公布の日が施行日後となる場合には、前条中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第一条第五号を削る。

第十一条第一項中「収税官吏、税関職員、徴税吏員」を「税関職員」に、「第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪、組織的犯罪処罰法第十條第三項」を「別表若しくは第二条第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号若しくは第四号に規定する罪、組織的犯罪処罰法第九條第一項から第三項まで、第十條」に改める。
附則第一条第五号を削る。
附則第三条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。
第三条 削除
附則第四条の前に見出しとして「(経過措置)」を付する。

2 前項の場合において、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律のうち次の表の上欄に掲げる犯罪収益移転防止法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正規定	改め
第十一条第一項の「収税官吏、税関職員、徴税吏員」を「税関職員」に、「第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げ	

附則第三条の前の見出しを削る改正規定、同条の改正規定、附則第四条の前に見出しを付する改正規定及び附則の次に別表を加える改正規定	る罪、組織的犯罪処罰法第十條第三項」を「別表若しくは第二条第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号若しくは第四号に規定する罪、組織的犯罪処罰法第九條第一項から第三項まで、第十條」に改め	附則の次に次の別表を加える。
附則第三条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。 第三条 削除 附則第四条の前に見出しとして「(経過措置)」を付する。 附則の次に次の別表を加える。		

(国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律の一部改正)
第四十八号 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律(平成十九年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。
第五十五号を次のように改める。
第五十五号 削除
第五十六号第一項中「前三条(第五十三條第二項を除く。次項において同じ。)のいずれかを」を「第五十三條第一項又は第五十四條」に改め、同条第二項中「前三條のいずれかを」を「第五十三條第一項又は第五十四條」に改める。
附則第一条ただし書を削る。
(放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部改正)
第四十九号 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(平成十九年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。
附則第二条を次のように改める。
第二条 削除
(種苗法の一部を改正する法律の一部改正)
第五十号 種苗法の一部を改正する法律(平成十

九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。
附則第四条を次のように改める。
第四条 削除
(株式会社商工組合中央金庫法の一部改正)
第五十一号 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。
附則第一条第二号を次のように改める。
二 削除
附則第八十号を次のように改める。
第八十号 削除
附則第八十一号中「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の下に「(平成十一年法律第百三十六号)」を加える。
(水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律の一部改正)
第五十二号 水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律(平成十九年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。
附則第一条第二号を次のように改める。
二 削除
附則第三条中「施行日以後」を「この法律の施

平成二十三年六月七日

附則第一條第四号及び第五号を削る

(調整規定)

項まで」とし、附則第二十七条及び前条の規定

号に係る部分に限る。）中「労働者派遣事業の適

正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」とあるのは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」とし、前条の規定は、適用しない。

織的犯罪机

中「第十一条第一項」を「第十八条第一項」に、「第十四条第一項第七号」を「第二十一条第三項第六号」に、「当該罪」を「、当該罪」とし、附則第三十六条中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十二条中「平成五年旧実用新案法」、「特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条規定による改正前の実用新案法（以下「平成五年旧実用新案法」という。）」に改める。

附則第十五条を次のように改める。

附則第十二条中「平成五年旧実用新案法」を「特許法等の一部を改正する法律平成五年法律第二十六号」附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の実用新案法（以下「平成五年旧実用新案法」という。）に改める。

2 前項の場合において、前条の規定は、適用しない。

平成二十三年六月十六日印刷

平成二十三年六月十七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

D